

平成30年第1回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 平成30年3月2日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月2日 午前10時12分開会
4. 応招議員 1番 下 中 一 平 2番 上 佳 宏
3番 山 本 義 史 4番 中 井 章 太
5番 上 滝 義 平 6番 野 木 康 司
7番 山 本 隆 敏 8番 藪 坂 眞 佐
9番 中 西 利 彦 10番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員と同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町 長 北 岡 篤 副 町 長 和 田 圭 史
教 育 長 森 本 弥寿則 総合政策参事 北 谷 隆 範
総 務 参 事 奥 出 亘 関西ワールドマッスゲームズ参事 岡 本 克 也
産業・観光参事 宮 本 憲 一 暮らし環境参事 奥 田 昌 弘
住民・福祉参事 小 泉 喜 弘 教 育 次 長 芳 田 賢 二
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局 長 小 西 修 司 主 任 玉 村 陽 子
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 許第1号 吉野町議会議長の辞職許可について
日程5 選第1号 吉野町議会議長の選挙について
日程6 許第2号 吉野町議会副議長の辞職許可について
日程7 選第2号 吉野町議会副議長の選挙について

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程 8 | 選第 3 号 | 吉野広域行政組合議会議員の選挙について |
| 日程 9 | 選第 4 号 | 南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について |
| 日程 10 | 発議第 1 号 | 吉野町議会予算決算特別委員会の設置について |
| 日程 11 | | 吉野町議会常任委員会の委員の選任について |
| 日程 12 | | 吉野町議会議会運営委員会の委員の選任について |
| 日程 13 | | 吉野町議会予算決算特別委員会の委員の選任について |
| 日程 14 | 推第 1 号 | 吉野町人権施策協議会委員の推薦について |
| 日程 15 | 推第 2 号 | 吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について |
| 日程 16 | 推第 3 号 | 吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦
について |
| 日程 17 | 推第 4 号 | 吉野町定住促進住宅審査委員会委員の推薦について |
| 日程 18 | 推第 5 号 | 吉野町都市計画審議会委員の推薦について |
| 日程 19 | 推第 6 号 | 三町村広域行政推進協議会委員の推薦について |
| 日程 20 | 推第 7 号 | 吉野町環境美化推進委員の推薦について |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

中西前議長

ただ今の出席議員総数は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回吉野町議会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規程により、議長より指名いたします。

4番 中井 章太議員、5番 上滝 義平議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

会議規則第5条の規定により、本定例会の会期は、本日より16日までの15日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より16日までの15日間に決定いたしました。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長。

北岡町長

開会にあたりまして、ひとことごあいさつ申し上げます。

本日、平成30年第1回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は恒例の役員さんを決めていただきまして、本年度の体制を整えただく本会議となるかと思っております。私の所信表明等は、2日目にまわさせていただきますとして、12月の定例会から本日までの行政報告をさせていただきます。

お手元に配布してございますが、特別な変わったものだけを紹介したいと思います。

12月8日『吉野中学校野球部 全国大会出場表敬訪問』ということで、議会議中ではございましたが、中学校の野球部の皆様方が、議会並びに町長のところへ表敬訪問いただきました。皆様方にも激励していただいたところでご

ございます。これは、今月 23 日からの静岡での大会に臨まれるようでございます。

15 日『よい歯のコンクール表彰式』。これ、実は毎年やっておりますが、今までまつりのなかでやっておりました。今回、また単独で、会議室でやらせていただきました。あらためて、個人的な細かい話も聞かせていただいたりしましたので、大会のなかでやるのもいいけれども、個別に話聞くのもいいな、と思ったところでございます。

めくっていただきまして、1 月 17 日から 20 日まで『ベトナムビンフック省との意見交換』ということで、ベトナムへの木材輸出等関連、あるいは国際貢献という形での木工技術の教育というふうなことで考えておりました、ベトナムビンフック省へ調査、また意見交換に参りました。

19 日『平成 30 年奈良県広域消防組合観閲式』ということで、私はベトナムへ行っておりましたので副町長に行っていました。

奈良県広域消防組合、一昨年は本当に簡素な観閲式、昨年が少し大きめの観閲式。今年にしましては、全市町村に声をかけました大掛かりなものでございました。組織が大きくなりますと、そういうふうな観閲式も大事なのかなと思っておりますし、またこれからももっと整備されてくるかと思っております。

1 月 23 日から 24 日が『広域行政組合議会の視察研修』ということで、森林環境税が決まりまして、また三町村の共通した林業に関する勉強ということも含めまして、東京のほうへ視察研修を同行させていただきました。

24 から 25 日にかけては、皆様と共に『吉野町議会議員小中一貫教育県外視察研修』ということで、高知県梶原町へ勉強に行っていました。本当にいい研修をしていただいたと思っております。

2 月 1 日『「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」奈良県実行委員会設立総会』。何回も流れておりましたが、やっと実行委員会を県のほうで設立していただきました。県のほうからも、全面的な協力をするということをしていただきまして、一歩進んだと思っております。

2 月 7 日・8 日『よしの子どもふれあいミーティング 吉野小学校、吉野

北小学校』でございます。昨年から小学校6年生に、私のほうから吉野町に関する事、皆さんにどうなって欲しいかというふうなことを、授業をさせて頂いておりました。子ども達の輝きが、本当にまぶしかった授業でございました。

2月10日『吉野ビオトープ整備施工作業』ということで、数年前からリソルの森という形で、近鉄吉野駅の北側で、広葉樹を植えていただいておりますが、そこに近畿大学の農学部の学生さんが、ブオトープを作ろうということで整備に来ていただきました。近畿大学と包括協定も結んでおりますし、いろんなことでこれからも作業が進めばいいなと思っております。

11日『上市初市蛭子神社大祭 初笑い落語寄席』。初市そのものはずっとやっておりますが、今回「初笑い落語寄席」を上市の区長会のほうでやっていただきました。これは、上市の自治協議会につながる動きと思って非常に喜んでおります。

2月16日『平成29年度全国森林セラピーネットワーク会議』ということで、今年の7月よりネットワーク会議の会長をすることになっております。そのごあいさつも含めてでございますが、森林セラピー、我々も5年たちまして、本当に真剣にもう一段階上のレベルアップをしたいなということも含めまして、この会議に参加させていただきました。

20日『津風呂湖観光協会総会』。これもずっとやっておられますが、初めて参加させていただきました。ここでワールドマスターズに向けて、あるいは津風呂湖の周辺のかただけでなくて、吉野町全体としてですね、誇りに思えるそういうところに変えていかなければならないという話をさせていただきました。

21日から23日『第1回地方創生EXPO』ということで、これは幕張メッセのほうで、地方創生のEXPOがございました。スポーツイベントやライブの関係のイベント等が合わさってやったのでございますが、アベノミクスのなかで地方創生が非常に大きな柱となりつつあるということで、ビジネス界も注目しておりました。たくさんのかたが、ここに出展されておりました。いろいろなかたが入ってこられる。例えばですけれども、翻訳機にしても本

当に、小型に便利よく、安くなっております。そういうふうなところが、
どんどん出展されておりますので、我々もそういうニュースを、アンテナを
張りめぐらせて、我々のものにしなきゃいけないなど、あらためて思ってお
りました。

続きまして 24 日『東吉野村 60 周年記念式典』。東吉野村も 60 周年を迎え
られまして式典に参加させていただきました。

28 日『自衛隊入隊予定者激励会』ということで、今年は自衛隊のほうに、
吉野町から 3 名の方が入隊されるということでございます。海上自衛隊がお
二人と、陸上自衛隊が一人ということでございまして、その方のお一人だけ
来られまして激励させていただきました。非常に頼もしく思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。

どうか、慎重審議のうえ、本定例会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中西前議長

ありがとうございました。

日程 3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第 121 条但し書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別
紙のとおり提出しておりますので、御覧のうえご了承お願いいたします。

暫時休憩いたします。自席にて休憩をお願いいたします。

(午前 10 時 20 分 休憩)

(午前 10 時 22 分 再開)

山本前副議長

再開いたします。

ただいま中西議長から、都合により議長の職を辞したい旨の願い出があり
ましたので、議長の職を務めさせていただきます。

日程 4 許第 1 号「吉野町議会議長の辞職許可について」を議題とし、議
案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。本件については、地方自治法第 108 条の規定に基づいて辞職願が提出されておりますが、中西議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、中西議長の辞職を許可することに決定いたしました。

日程 5 選第 1 号「吉野町議会議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

議長選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による、指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

西澤議員。

西澤議員

議長に立候補の気持ちのあるかたは、表明いただいたらと思いますけど。

山本前副議長

西澤議員から立候補の意思のあるかたの、表明をとという意見が出ました。これに異議ございませんか。

上滝議員。

上滝議員

ただいま、西澤議員のほうから、立候補を考えてはどうかというようなご意見については賛成をいたします。ただ、立候補されても、一人だけでも、できたら投票でお願いをしたいと、こう思っております。以上です。

山本前副議長

ただいま投票で、というご意見が出ました。

確認させていただきます、立候補の意思のあるかた、いらっしゃいますでしょうか。

野木議員。

野木議員

議員にならせていただいて、今年で 10 年目になります。平成 25 年に初めて議長を務めさせていただきましたが、もう一度、議長の職を務めさせていただきたいと、このように考えております。どうかよろしく願いをいたします。

山本前副議長

他にございませんか。

それでは投票という意見が出ましたので、投票によって新議長を決定したいと思います。よろしく願いいたします。

準備をさせますので、各自、自席にてしばらくお待ちください。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員総数は 10 名でございます。

次に立会人を指名いたします。吉野町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議席 1 番 下中議員と議席 2 番 上議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配布いたします。

投票用紙の配布もれはありませんか。

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

投票箱は異常なしと認めます。

それでは投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

(議席 1 番より点呼)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。下中議員、上議員、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票

有効投票 8 票

無効投票 2 票

有効投票のうち

野木議員 7 票

西澤議員 1 票 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.00 票です。したがって、野木議員が議長に当選されました。

野木議員が議長におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

議長選挙を終わります。議場の閉鎖を解きます。

前議長退任のごあいさつをお願いいたします。

中西前議長

一年間議長を務めさせていただきまして、29 年度はですね、各市町村の自治体 60 周年や 70 周年とか、国の自治法施行 70 周年とか、いろんな思ってもいないような行事がたくさんございまして、一年間ばたばたしてというような感じがいたします。その間、皆さまには吉野町としての議会改革とか、もっとやっていくつもりでしたけども、何の力も発揮することができなくて、ちょっと情けないような部分もございましたけれども。

野木議長、またこれから吉野町の発展のために、議会改革のために、また一生懸命努力をしていただきたいなというふうに思います。

本当に一年間お世話をかけました。ありがとうございました。

山本前副議長

ご苦労様でございました。

議長就任のごあいさつをお願いいたします。

野木新議長

ただいま、皆さんがたのご支持によりまして、議長の職を預らせていた

だくことになりました。どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

共に住民の代表であります議会と、首長と互いの緊張感を保ちながら、新しい施策の提案、あるいはまた数々の施策の最終決定、さらに行財政運営の監視等々、議会の役割をしっかりと務めてまいりたいと思います。それが住民の皆さんが安心して吉野町に住んでいただくことにつながりますように、努力してまいりたいと、このように考えております。

どうか皆さんがたのご理解ご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

山本前副議長

町長より、退任されました前 中西議長及び、就任されました野木議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。

町長。

北岡町長

まずは、中西前議長。大変ご苦労様でございました。

議会議員選挙の後という、なかなか難しいところを、よく一年間まとめていただきました。ありがとうございました。

私どもも、生活に密着したことをきちっとやっていこうと、上水道・簡易水道との統合から水道料金の問題、またごみの収集の問題をあらためてやらせていただいたりとかで、じっくりと進めるつもりでございましたが、台風の影響がございましたり、あるいは衆議院議員の選挙がございましたりと、大変めまぐるしい、あわただしい一年間でございました。

そのなかにおきましても、本当に議会をよくまとめていただきまして、お務めいただきました。本当にありがとうございました。議長の席から降りられましても、どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

そして、野木新議長。当選おめでとうございます。

いまさら言うまでもございませんが、野木議員さんにおかれましては、産業建設委員長、また予算決算特別委員会委員長、そして、議長、副議長をお務めでございまして、本当に重責を果たしていただきました。

また、広域におきましても、吉野広域行政組合議員として、また南和広域

医療企業団議会議員として、広域でのご活躍もされております。

そして、さらに監査委員を平成23年から2年間、28年から2年間と、計4年間お務めでございまして、本当に行政の隅から隅までよくご存知でございます。

また、木材業界等にも通じておられます。我々が「木のまち」を推進していくということにおきましても、本当にぴったりの方だなと思っているところでございます。どうか議会と行政とがうまく両輪で進めることができますようによろしく願いいたします。ありがとうございました。

山本前副議長

ただ今をもちまして、議長の職務はすべて終わりました。議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時55分 再開)

野木新議長

再開します。

ただいま山本 隆敏副議長より、辞職願が出されましたので、

日程6 許第2号「吉野町議会副議長の辞職許可について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

おはかりします。山本副議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、山本副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

日程7 選第2号「吉野町議会副議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

副議長選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治

法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

西澤議員。どうぞ。

西澤議員

指名推薦の方法でお願いしたいと思います。

野木新議長

ただいま、西澤議員から指名推薦という意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

どうぞ、上滝議員。

上滝議員

私も、議長指名でお願いをしたいと、こう思っております。以上。

野木新議長

それでは、議長から指名いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

議長一任の声がありますので、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、私が指名することに決定をいたしました。

副議長に中西 利彦議員を指名いたします。

おはかりします。ただいま議長が指名いたしました、中西 利彦議員を副議長選挙の当選人と定めることに、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、中西 利彦議員が副議長選挙に当選されました。

中西 利彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

副議長選挙を終わります。

前副議長退任のごあいさつをお願いいたします。

山本前副議長

今日付けをもって、副議長を退任いたしました山本でございます。

平成 29 年度は、中西議長を一生懸命支えるつもりでがんばりましたけれども、皆さまのご期待に添ええたかどうかは、不確かでございますが、今後、議員として吉野町のために尚一層がんばりたいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

野木新議長

副議長就任のごあいさつをお願いします。

中西新副議長

度々申し訳ございません。

平成 30 年度、副議長に就任いたしました中西でございます。皆さん方の協力をいただきまして、当選させていただきました。ありがとうございます。

このうへは、野木議長を支えてがんばって参りたいと思いますので、どうか皆さま方のご協力を、どうぞよろしくお願ひいたします。

一年間、よろしくお願ひいたします。

野木新議長

町長より、退任されました前 山本 隆敏副議長及び、就任されました中西 利彦副議長に対し、ごあいさつをお願ひいたします。

町長。

北岡町長

それでは、まず山本前副議長。ご苦勞様でございました。

大変忙しかった 60 周年のときの議長を経験され、その後、議会議員の選挙を経て、この一年は副議長で中西議長を支えていただきました。議会をうまくまとめていただきまして、本当にありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新しく就任されました中西副議長。ご当選おめでとうございます。

いまさら説明することもございません。議長、副議長、すべていろいろ経験されたうへ、なおかつ自治功勞者、あるいは奈良県町村議会議長会表彰等、本当に数々の職責をこなしてこられました。

その経験を十分にいかされまして、野木議長を支えていただきまして、議

会をうまくまとめていただけますように、よろしくお願い申しあげまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本当におめでとうございます。

野木新議長 日程8 選第3号「吉野広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

西澤議員。

西澤議員 指名推薦の方法でお願いします。

野木新議長 西澤議員。議長指名でよろしいでしょうか。選考委員による・・・

西澤議員 議長しか指名する人おれへんやん。

野木新議長 確認だけ、させていただきました。

西澤議員 それで結構です。

野木新議長 議長一任の声がありますが、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、私が指名することに決定をいたしました。

吉野広域議会議員に、西澤 巧平議員、中西 利彦議員、山本 隆敏議員、中井 章太議員を指名いたします。

おはかりします。ただいま、議長が指名いたしました4名を、吉野広域行政組合議会議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、西澤 巧平議員、中西 利彦議員、山本 隆敏議員、中井 章太議員を吉野広域行政組合議会議員選挙の当選人と決定いたしました。

以上、4名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

以上で、吉野広域行政組合議会議員選挙を終わります。

日程9 選第4号「南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

西澤議員。

西澤議員

議長の指名推薦でお願いします。

野木新議長

議長一任の声がありますが、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、私が指名することに決定いたしました。

南和広域医療企業団議会議員の補充議員に中井 章太議員を指名いたします。

おはかりします。ただいま、議長が指名いたしました中井 章太議員を、南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中井 章太議員

を南和広域医療企業団議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。

中井 章太議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙を終わります。

日程 10 発議第 1 号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を
上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

ただいま、発議いたしました予算決算特別委員会の設置につきましては、
吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するため
設置するものでございます。

おはかりします。委員会条例第 5 条の規定により、議員全員で構成する「予
算決算特別委員会」を設置することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項について、全議員で構成し、
設置期限については、調査及び審査が終了するまでとする「予算決算特別委
員会」を設置することに決定いたしました。

日程 11 「吉野町議会常任委員会の委員の選任について」

日程 12 「吉野町議会議会運営委員会の委員の選任について」

日程 13 「吉野町議会予算決算特別委員会の委員の選任について」

日程 14 推第 1 号「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程 15 推第 2 号「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

日程 16 推第 3 号「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委
員の推薦について」

日程 17 推第 4 号「吉野町定住促進住宅審査委員会委員の推薦について」

日程 18 推第 5 号「吉野町都市計画審議会委員の推薦について」

日程 19 推第 6 号「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」

日程 20 推第 7 号「吉野町環境美化推進委員の推薦について」

を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が議会にはかって指名することとなっております。

また、委員会条例第8条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっておりますが、例年のとおり各種委員の推薦についても、この場で互選又は推薦したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

互選及び推薦の方法について、意見を伺います。

議長一任か、選考委員か、意見を伺いたいと思います。

西澤議員

議長一任。

野木新議長

ただいま、議長一任の声がありましたが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、各委員会の委員長及び副委員長、各種委員の推薦は議長より選任及び推薦をいたします。この際、みなさまにお願いいたします。いずれの委員、正副委員長に選ばれても、異議なく承諾くださいますよう、お約束をお願い申し上げます。また、委員会条例の規定により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員の定数は議員全員となっておりますので、併せて承諾くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩をいたします。11時25分から再開いたしますので、その場で暫時休憩してください。

(午前 11 時 16 分 休憩)

(午前 11 時 25 分 再開)

野木新議長

再開します。

議長からの選任及び推薦の結果を、事務局から発表させます。

暫時、自席にて休憩願います。

(午前 11 時 26 分 休憩)

(午前 11 時 31 分 再開)

野木新議長

お待たせしました。再開します。

議長からの選任及び推薦の結果を、事務局から発表させます。

小西議会事
務局長

発表いたします。

総務委員会委員長に山本 隆敏議員、副委員長に山本 義史議員。

産業建設委員会委員長に西澤 巧平議員、副委員長に下中 一平議員。

文教厚生委員会委員長に藪坂 眞佐議員、副委員長に山本 義史議員。

議会運営委員会委員長に中西 利彦議員、副委員長に山本 隆敏議員。

予算決算特別委員会委員長に中井 章太議員、副委員長に下中 一平議員。

人権施策協議会委員に下中 一平議員、中西 利彦議員。

町営住宅入居者選考委員会委員に山本 隆敏議員、藪坂 眞佐議員、西澤 巧平議員。

町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に山本 隆敏議員、藪坂 眞佐議員、西澤 巧平議員。

吉野町定住促進住宅審議会委員に山本 隆敏議員、藪坂 眞佐議員、西澤 巧平議員。

都市計画審議会委員に下中 一平議員、山本 義史議員、野木 康司議員、藪坂 眞佐議員。

三町村広域行政推進協議会委員に、野木 康司議員、中西 利彦議員、西

澤 巧平議員。

環境美化推進委員に下中 一平議員、山本 義史議員。

以上です。

野木新議長

ただいまのとおりといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいまのとおり、決定いたしました。

自席にて休憩を願います。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時35分 再開)

野木新議長

再開いたします。

皆さまのご協力によりまして、役員改選等、予定しておりました日程がすべて終了いたしました。

議会運営委員会委員長と相談の結果

5日 午前10時から 議会運営委員会

6日 午前10時から 本会議第2日目

を開会いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

本日はこれをもちまして散会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前11時36分 散会)

- 日程 5 議第 4 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 6 議第 5 号 半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例及び過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 6 号 吉野町心身障害者医療費助成条例及び吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正するについて
- 日程 8 議第 7 号 吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 9 議第 8 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程 10 議第 9 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程 11 議第 10 号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程 12 議第 11 号 吉野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて
- 日程 13 議第 12 号 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程 14 議第 13 号 吉野町公園条例の一部を改正することについて
- 日程 15 議第 14 号 吉野町下水道条例の一部を改正することについて
- 日程 16 議第 15 号 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程 17 議第 16 号 町道路線の廃止について
- 日程 18 議第 17 号 さくら広域環境衛生組合規約を変更する協議について
- 日程 19 議第 18 号 平成 29 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について
- 日程 20 議第 19 号 平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について
- 日程 21 議第 20 号 平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 22 議第 21 号 平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 5 号について

- 日程 23 議第 22 号 平成 30 年度吉野町一般会計予算（案）について
- 日程 24 議第 23 号 平成 30 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について
- 日程 25 議第 24 号 平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程 26 議第 25 号 平成 30 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について
- 日程 27 議第 26 号 平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程 28 議第 27 号 平成 30 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程 29 議第 28 号 平成 30 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について
- 日程 30 一 般 質 問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は10名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。

北岡町長。

北岡町長

おはようございます。

(「おはようございます。」 の声あり)

2日目の開会にあたりまして、ごあいさつ並びに平成30年度の施政方針を述べさせていただきます。

本日上程いたします議案は、29議案でございます。

専決の報告が1件、条例の改正が15件、町道路線の廃止が1件、規約の変更が1件、平成29年度の補正予算が4件、30年度の予算が7件でございます。慎重審議、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成30年度の施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに平成30年吉野町議会第1回定例会が開催され、新年度一般会計予算案をはじめとする各議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に向けての基本的な考え方や、新年度の主要な施策の概要について説明申し上げ、町民の皆さま並びに議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、町政運営の基本的な考え方でございます。

私が平成20年2月に町政をお預かりしてから、先月で10年が経過いたしました。その間、「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町」づくりを目指し、各方面の皆さま方にお力添えをいただきながら、さまざまな施策を展開させていただくことができました。

引き続き、第4次吉野町総合計画後期基本計画に掲げる4つの基本目標を達成するための取り組みを、着実に推進していく所存であります。

今後も社会情勢は日々変化し、将来を見通すことは難しい面があるものの、初心を忘れず、町政運営に全力を挙げ、取り組んでまいります。

まず、我が国の経済状況でございます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調が継続しています。また、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあるとされています。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、昨年12月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定したところでございます。

国の各政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが見込まれ、物価の動向をみると、原油価格の上昇の影響等により、消費者物価は前年比で上昇しております。この結果、平成29年度の国内総生産（GDP）の成長率は、2.0%と見込まれてはいるものの、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとされています。

町政運営におきましては、我が国経済の動向や国の各政策・事業等に十分注視する必要があるとございます。同時に、従来の取り組みの延長線にとどまることなく、PDCAサイクルの実効性を高めるため、行政評価の質を高めるということが重要になります。

さて、本町の財政状況でございます。

本町の財政状況は、人口減少や高齢化のさらなる進展や、過年度の社会資本整備や広域行政の推進等により発行した起債の償還額の段階的な上昇により、今後も厳しい状況が続くものと予想されています。

歳入では、全体の40%以上を占める地方交付税、並びに自主財源の根幹をなす町税収入はともに、新年度は昨年度とほぼ同額を見込んではおりますが、厳しい社会情勢のなか、ここ数年減収傾向にございます。

貴重な自主財源のひとつでございます、世界遺産・吉野ふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、毎年度全国各地の方々から多くのご厚志をいただいております、平成29年度には、寄附額が制度導入後初めて1億円を突破するという好評を得ているところから、平成30年度は、その目標額を1億5千万円と設定させていただいたところでございます。

一方歳出では、扶助費や補助費、繰出金などの経常的な経費は引き続き増加が見込まれ、財政状況の柔軟性を示すといわれます経常収支比率は、平成 28 年度決算で 94.5%となっております。これは、町の財政状況が柔軟性を欠き、硬直化傾向にあることを表しており、収入の減少に対して町政運営のスリム化をさらに進める必要がございます。

今後も「いのちが輝き笑顔あふれる吉野町」の実現に向け、第 4 次吉野町総合計画後期基本計画を着実に推進し、「吉野町まち・ひと・しごと総合戦略」を実行するとともに、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するため、「選択と集中」の観点を持った町政運営に全庁を挙げて取り組んで参ります。

平成 30 年度予算の基本方針、重点事業等について述べます。

平成 30 年度は、後期基本計画並びに総合戦略の 3 年目の中間年度となることから、計画・目標を達成するため、これまでの進捗、成果等を十分に検証し、各事業の実施に努めたいと考えております。

平成 30 年度の予算編成にあたりましては、今後 5 年間に実施する必要がある大規模事業や広域行政の推進等による事業費を見据え、新年度に重点的に取り組む事業を定めたところでございます。

その重点事業につきまして、総合計画の 4 つの政策に基づき説明いたします。

「政策 1 豊かな未来にいのちが輝くまちづくり」のなかの、「基本施策 1 未来を担う子どもの育成」につきましては『小中一貫教育推進事業』がございました。

「ふるさと吉野への郷土愛・愛着心あふれるひとづくり」を掲げる吉野町教育大綱の基本理念の下で、魅力ある教育環境づくりを目指す手段としての小中一貫教育の導入に向けた取り組みを、現在の教育施策・教育活動の質の向上とともにさらに推進いたします。

昨年度吉野町教育振興審議会からの「吉野町に適した小中一貫教育のあり方について」の提言を踏まえ、新年度は町並びに町教育委員会として、将来を見据えた新たな本町での義務教育 9 年間の方向性を示す、「小中一貫教育の基本方針」を定めます。

この基本方針の策定とあわせ、全町的に、まちの将来を担う子ども達を育む

吉野町の教育について考える機会を持ち、互いに今後の取り組みに理解を深めていただく1年としたいと考えています。

続きまして、「基本施策2 学びあい生きがいがもてる地域社会の構築」については『関西ワールドマスターズゲームズ事業』がございします。

2020年「東京オリンピック・パラリンピック」の翌年2021年に、世界最大の生涯スポーツ総合競技大会である「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」のカヌースプリント競技が津風呂湖で開催されます。これに伴い、カヌー競技の普及並びに大会開催の啓発を行い、気運の醸成を図るとともに、プレ大会・本大会の開催に向けた施設整備や津風呂湖周辺整備を行う準備を進めます。

続きまして、「政策2 自然・環境・産業が調和した持続可能なまちづくり」のなかの「基本施策2 吉野の魅力を活かした産業の振興」については『木のまちプロジェクト推進事業』がございします。

吉野町の製材業・木製品製造業を取り巻く環境は、非常に厳しく、人口減少等による住宅建築着工数の減少等により、今後も国内市場は確実に縮小することが予想されます。

このような状況を打開するため、町内外での木のまちプロジェクトを推進するとともに、海外市場に向けても挑戦することが必要でございします。

具体的には、ベトナム社会主義共和国の企業と連携し、吉野材の製品をOEM製造するとともに、市場調査を行います。また、中長期的には、アジア、アメリカ市場へのチャレンジを視野に入れた取り組みを展開していきます。また同時に、ベトナムの職業訓練大学と連携した現地の木工ワーカーの人材育成も行ってまいります。

尚、林業遺産にも指定された吉野木材協同組合連合会の旧事務所を借受け、この木のまちプロジェクト推進事業の拠点として有効活用できるように、その準備を進めます。

続きまして、『鳥獣害防止総合対策事業』でございします。

町内の農地等の有害鳥獣被害を効果的に軽減するため、引き続き「防護と駆除」の両面からの対策をすすめます。

防護としては、自治協議会、鳥獣害防止対策協議会設立地区が実施する防護

柵設置等への補助の強化を行います。駆除につきましては、猟友会との連携・情報共有と有害獣の捕獲に対する補助を継続して行います。

続きまして、「基本施策3 地域資源を活かした観光・交流の促進」については『観光力向上事業』がございます。

平成29年度に策定いたしました「吉野町観光振興計画」に基づき、世界遺産の吉野山をはじめ豊かな自然や歴史・文化を活用し、魅力あふれる観光地づくりを推進いたします。

国内外からの観光客に対する利便性の向上や、観光協会相互の連携強化、滞在時間の延伸や観光消費の拡大に向けた取り組みを推進いたします。

また、平成28年度にスタートいたしました「吉野地域日本遺産活性化協議会」での取り組みも、3年目を迎えることとなります。新年度は、首都圏での広域観光のプロモーション活動を行うとともに、補助金等の支援の終了後も継続して事業を実施していくための体制を整えてまいります。

続きまして、「政策4 みんなでつくる吉野町」「基本施策1 住民参加と協働のまちづくりの推進」におきましては『吉野山まちづくり基本構想策定事業』がございます。

昨年10月に県と締結した「吉野山まちづくり包括協定」を通しまして、住民・県・町で協働のまちづくりを具現化し、世界遺産「吉野山」の将来像を共有する必要があります。そのため、平成30年度は検討委員会、ワーキング会議、庁内会議、並びに地域会議等で、現状や課題を洗い出し、コンセプト・基本方針を決定していただき、基本構想を策定した上で、県と基本協定を締結します。

以上の6つの重点事業に加えて、平成30年度に新たに取り組みを始めるものや、継続して実施する事業が数多くあります。すべてを申し述べることはできませんが、そのなかの主なものは、次のとおりでございます。

吉野町まちづくり基本条例に基づき、町内各地区で自治協議会が設立あるいは設立に向けた取り組みを進めていただいています。これらの協議会に対し、運営支援交付金や設立準備金などの財政的支援に加え、地域担当職員による人的支援も引き続き行います。

また、自治協議会の活動のなかで、利活用を検討いただいている各地区の集

会所等については、新たな用途に沿った改修を進めてまいります。

平成 24 年度から段階的に進めている町中央公民館の耐震改修工事につきましては、平成 25 年度に大ホールの耐震化を済ませ、平成 29 年度に実施設計を行いました公民館棟の耐震改修工事を実施いたします。

工事実施中は、町民の皆様にご代替施設の利用をお願いすることになりますが、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

福祉関連については、昨年度ご好評をいただきました、高齢者移動支援事業のタクシー料金補助は、新年度は利用可能回数を 12 回として継続して実施します。

また、以前からの課題でありました、老人福祉センターの耐震改修工事を実施するとともに、施設周辺も含めた範囲の今後の利活用につきまして、地元まちづくり協議会をはじめ関係団体と協議・検討を進めます。

暮らし環境整備関係では、平成 29 年度から開始した暮らしによりそう環境美化推進事業のゴミ収集の直営化は、1 年目ということもあり、いろいろな課題が見受けられました。

新年度はこの課題を解消するための取り組みを進めるとともに、各地域の実情に合わせた環境美化をすすめたいと考えています。

加盟後 5 年が経過いたしました「日本で最も美しい村」連合は、平成 30 年度には加盟再審査の年となります。

これまで町民の皆様への啓発活動や、県外での PR 活動を進めるとともに、吉野山・国栖地区を中心に地域の歴史文化、産業、自然景観を次世代に引き継ぐための住民主体の活動が進んできております。

また、平成 31 年度には、吉野町で連合の総会並びにフェスティバルが開催されることが決定し、全国の加盟 63 町村・地域から約 300 名の方々が来町されます。新年度では、その準備を進めるとともに、町内での気運を高める活動を進めていきます。

行財政改革につきましては、健全な財政基盤の確立なくして「総合計画・総合戦略の実現」などを語ることはできません。

3 年先、5 年先の大規模な事業や広域行政の取り組みによる事業費の動向を

見据え、行財政運営を行っていきます。

また、町が実施しているすべての事業にきまして、事務事業評価・施策評価の内部評価を行っているところですが、評価の精度をより一層高めるために昨年度から導入している外部の有識者等による外部評価を引き続き実施し、外部の視点からいただいた意見や提案を総合計画の各施策の推進に活用していきたいと考えております。

以上が、私の平成 30 年度における町政運営に対する基本的な考え方と主な事業の概要でございます。

当初予算の規模でございますが、平成 30 年度の当初予算の規模は、一般会計は前年度の当初予算と比べ 2.80%増の 59 億 1,800 万円としております。

また、各特別会計の総額は 30 億 7,100 万円、企業会計の上水道会計は 6 億 5,976 万円で、全予算合わせた予算総額は、対前年度比 0.83%増の 96 億 4,876 万円となっております。

提出いたしました各会計予算案の概要につきましては、担当参事から、また、詳細については各担当課長等から、予算事業の内容を説明することといたします。

議員各位におかれましては、尚一層のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、提案いたしました平成 30 年度予算案をはじめとする諸案件につきまして、ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、平成 30 年度の町政に臨む、私の所信といたします。

慎重審議をあらためてよろしくお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

野木議長

ありがとうございました。

日程 1 報第 1 号「地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。北谷参事。

北谷総合
政策参事

説明申し上げます。

旧国栖小学校体育館及び旧国栖幼稚園耐震補強大規模改修の請負契約の、工期の延長に伴う工事変更の締結を専決処分したのでご報告申し上げます。

内容については、昨年12月末から2月にかけて、皆さんご承知のとおり、寒波による低温や、降雪に伴う悪天候が続き、工期の進捗に遅れが生じました。それに伴い、工期を平成30年3月26日から平成30年5月11日に変更したものでございます。

よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程2 議第1号「吉野町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。北谷参事。

北谷総合
政策参事

議第1号について、説明申し上げます。

今回、町内の携帯電話の電波の空白地帯である、西谷北地区における携帯電話を受信可能にするため、携帯電話アンテナの鉄塔を設置しました。それに基づく携帯電話の鉄塔名称、鉄塔位置を追記したものでございます。

よろしくご審議、お願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を、産業建設委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程3 議第2号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

議第2号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、今、事務局が朗読しましたとおり、法律並びに規則の改正に伴うものでございます。改正内容につきましては、議案の後ろについております、説明資料「新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。

二つの条例改正でございます。

一つ目の「職員の育児休業に関する条例」の一部改正につきましては、対象範囲の拡大、並びに条の繰下げ等がございます。

また、二つ目の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正につきましては、子の範囲の拡大であったり、文言の整理等を行うものでございます。

よろしく、ご審議のほどをお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程4 議第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。宮本参事。

宮本産業
観光参事

議第3号につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の新旧比較表のほうを御覧いただきたいと思います。

今回の改正におきましては、農地利用最適化の推進に関する事務が、農業委員会の必須事務に位置づけられたところがございます。農業委員会の積極的な活動を推進、また支援するための活動実績に基づきまして月額報酬に加え、能率給の追加をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程5 議第4号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

議第4号についてご説明申し上げます。

「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」でございますが、29年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、本町の条例を改正するものでございます。改正内容につきましては、後ろについ

ております新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、1点目は平成29年12月支給の、勤勉手当の支給率の改正。

また、2点目は通勤手当額の見直し。

3点目は、30年度4月以降の、勤勉手当の支給率の改正、並びに各給料表の改正となります。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程6 議第5号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例及び過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

議第5号の改正内容について、ご説明申し上げます。

これも、二つの条例の改正でございます。後ろについております、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、一つ目の「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例」の一部改正につきましては、計画期間の期限の改正等でございます。

また、二つ目の「疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例」の一部改正につきましては、その対象業種の変更、あるいは字句の修正等でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 6 号「吉野町心身障害者医療費助成条例及び吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

議第 6 号につきまして、ご説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、今回の条例の一部改正は税制改正によりまして、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直しされたことに伴います、関係条例の名称を変更するための規定の改正でございます。

現行の、控除対象配偶者という名称を、同一生計配偶者という名称の変更するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 7 号「吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

議第 7 号についてご説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の条例の一部改正は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直しを行うために、関係条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例につきまして、加入時には対象施設に入所等をしていることにより、現に国保の所在地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるよう見直すものでございます。

引用条文の追加でありましたり、住所地特例規定の追加でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 8 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

議第8号につきまして、ご説明を申し上げます。

また、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の条例の一部改正は、国民健康保険法の一部改正に伴いまして、平成30年4月よりこれまでの市町村ごとの国保運営から、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。

こうしたことに伴いまして、吉野町国民健康保険条例の一部を改正するものがございます。章名の修正でありましたり、字句の修正、追加等がございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程10 議第9号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

議第9号につきましてご説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の条例の一部改正は、国民健康保険法等の一部改正に伴いまして、平成30年4月から都道府県が財政運営を担うこととなります。これによりまして、保険料水準の統一化が図られることになるため、税率の改定が必要となり、吉野町国民健康保険税条例の一部を改正するものがございます。制度改正に伴います、条文の整理でありましたり、字句の追加、削除、修正等がございます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

質疑ですね、上滝議員。

上滝議員

質疑。質疑って言うよりもまあ、質疑やな。

あの、実は国民健康保険税の条例の一部を改正するという事で、30年度から資産割がなくなる。つまり、所得割、均等割、平等割の三方式です。

そんななかで、国保税がまた上がるというようなことをございますけれども、本当に平等性があるのか、ないのかっていうことで、ちょっとだけ参事に聞きたいと思います。

一つは、所得のなかでも分離課税がございます。その、分離課税が山林所得、あるいは長期譲渡所得、短期譲渡所得でございます。それを、所得割のなかに入れるのか、入れへんのか。条件によっては入れない場合があるのか、ないのか。それをちょっとわかりにくいので、もしわかったら教えていただきたい。手元でわからなかったら、今度、文教厚生委員会におろすんですね。そこでまた、議論をさせてもろても結構です。わかったらお教え願いたいと思います。

野木議長

小泉参事。

小泉住民
福祉参事

ちょっと、今、手元のほうに資料もございませんで、また、文教厚生委員会のほうでご議論いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

野木議長

おはかりします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 10 号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

議第 10 号につきましてご説明を申し上げます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の条例の一部改正でございますけれども、改正点は大きく 2 点ございます。

まず、1 点目でございますが、第 7 期の介護保険事業計画に基づきまして、平成 30 年度から 32 年度までの介護保険料を規定することに伴いまして、本町条例に所要の改正を行うものでございます。

次に 2 点目でございますが、介護保険法の改正に伴いまして、保険料算定等のための財産等の調査権を拡大するために改正を行うというものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

参事のほうに、ちょっと質問をさせていただきます。

わからへんだら委員会で付託していただいているので、そのときでも結構なんですけれども。

この介護保険料は聞くとところによると、先ほど言うた長期譲渡所得、初めから家を持っておられるやつを売買した場合、5 年以上の場合は云々と。しかし、家屋以外のものについては対象外とするというような細かいような試算状況がございましたので、そんなんわかっと思ったら教えて欲しいと思います。以上。

小泉住民

すみませんが、申し訳ないですけれども、これも資料がございませんので、

福祉参事 また関係委員会のほうで、ご審議をいただきたい、というふうに思います。説明はその時にさせていただきます。

上滝議員 はい。ありがとうございます。

野木議長 おはかりします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 11 号「吉野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民 議第 11 号につきましてご説明を申し上げます。

福祉参事 今回の条例の制定でございますけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、介護保険法が改正をされました。

この改正によりまして、これまで奈良県が行っていた居宅介護支援等の、事業の指定の権限が、この 4 月 1 日から市町村に委譲されることになりました。従いまして、条例を制定し、基準等を定めるものでございます。

市町村による保険者機能の強化、介護支援専門員の支援の充実を目的とし、事業所所在地の市町村が事業者の指定等や、届出の受付、監査業務を行うこととなります。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 13 議第 12 号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

議第 12 号について、ご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、本町条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、介護医療院の新設及び共生型サービスの特別の新設に関する項目となります。

関連する 3 つの条例を一括改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 13 号「吉野町公園条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 13 号「吉野町公園条例の一部を改正することについて」ご説明申し上げます。

都市公園法施行令の一部の改正によりまして、公園施設に関する制限を、地方公共団体の条例で定めるものでございます。

ご審議のほう、よろしくお願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 15 議第 14 号「吉野町下水道条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 14 号「吉野町下水道条例の一部を改正することについて」ご説明申し上げます。

標準下水道条例の改正によりまして、市町村の下水道条例の一部を改正するものでございます。

新旧比較表を御覧いただきたいと思っております。

第 26 条の 2 で使用の態様の変更の届出を定めるものでございます。また、第

41 条では罰則のところに追記するものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 16 議第 15 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

議第 15 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」ご説明申し上げます。

新旧対照表にございますとおり、政令の一部改正に伴いまして、加算額の改正、並びに引用条文等の字句の修正、並びに経過措置の追加をするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は総務委員会に付託することにいたします。

日程 17 議第 16 号「町道路線の廃止について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 16 号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回の廃止路線につきましては、路線名「吉野 79 号線」。起終点の番地でございますが、吉野町飯貝 1,266 番地から飯貝 1,255 番地。延長 110.7 メートル。

もう一路線につきましては「吉野 80 号線」。飯貝 1,263 番地から 1,762 番地。延長 51.8 メートルでございます。

裏面を御覧いただきたいと思えます。

佐室住宅の廃止によりまして、一般交通に供する必要がなくなった路線で、今回廃止をするものでございます。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思えますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 18 議第 17 号「さくら広域環境衛生組合規約を変更する協議について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

第 17 号「さくら広域環境衛生組合規約を変更する協議について」でございます。

新旧比較表を御覧いただきたいと思います。

第13条の2「経費の支弁方法」でございます。

組合市町村の負担は別表に定めるところにより算定する、という変更でございます。

別表のほうでございますが、負担区分、経費区分、負担割合等、この定めによりまして算定するものでございます。

ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

(午前11時1分 休憩)

(午前11時10分 再開)

野木議長

再開します。

日程19 議第18号「平成29年度吉野町一般会計補正予算(案)第6号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

奥出参事。

奥出総務
参事

議第18号「平成29年度吉野町一般会計補正予算(案)第6号について」ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,511万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,654万5千円と

するものでございます。

また、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

予算書の9ページをお願いします。

今、申し上げた第2表の繰越明許費でございますが、学校跡地施設整備事業から、一番下の現年単独農林水産施設災害復旧事業まで、全11事業、総額2億5,844万4千円の繰越明許を行うものでございます。

内容について、概要を説明させていただきます。

まず、18・19ページをお願いします。

歳入でございます。

17款「寄附金」の第1項「寄付金」「一般寄付金」でございます。1千万円の補正で、総額1億3千万円でございます。

これにつきましては、「世界遺産・吉野ふるさとづくり寄附金」の、いわゆる「ふるさと納税」の増額でございます。

また、19款「繰越金」でございますが補正額2,511万円で、総額補正後の額が3億6,790万6千円となるものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

22・23ページをお願いします。

まず、第1款の「議会費」から第9款の「教育費」まで、職員給与費の補正がございます。総額1,899万1千円でございますが、これにつきましては、人事院勧告によります給料改定によるものでございます。

続きまして、第2款「総務費」でございます。第1項「総務管理費」の第3目「基金費」でございます。700万円の補正でございます。これにつきましては、その他特定目的基金積立金700万円でございます。

また、第9目の「経済対策臨時給付金事業費」でございますが、1,306万5千円の補正でございます。これにつきましては、臨時福祉給付金事業の返還金でございます。

また、一番下でございます「総務費」の「企画費」「交通対策費」でございま

す。279 万円の減額補正でございます。これにつきましては、地域公共交通活性化事業の委託料の減額でございます。

ページめくっていただきまして、26・27 ページをお願いします。

第3款の「民生費」第1項「社会福祉費」の第2目「老人福祉費」でございます。218 万4千円の減額補正でございます。これにつきましては、介護保険事業特別会計の繰出金の減額でございます。

それから、またページめくっていただきまして、30・31 ページでございます。

一番下になります、第6款「観光商工費」の第1項「観光商工費」第1目「観光交流費」の補正額95万8千円でございます。これにつきましては、ふるさと吉野応援事業の90万円、クレジットカード納付手数料の補正でございます。

また、一番下になります「商工業振興費」300万円の補正でございます。これにつきましては、商工業振興事業でふるさと納税の報償品費でございます。

補正内容につきましては、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

質疑っていうよりも、今、説明いただいたわけですけど、我々も先に事務局から資料をいただいて、熟読しておるつもりでございます。

2日間の予算決算特別委員会があるので、そのときに、また審議をするわけでございますので、できたら、提案については、歳入と歳出だけで言って欲しいなど。こう思いますので、よろしくお願い致します。

野木議長

今、上滝議員の意見もございましたので、まず、できるだけ手短かにということをお願いをしたいと思います。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 20 議第 19 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

それでは、ご説明を申し上げます。

まず、1 ページをお願いいたします。

第 1 条にございますように、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 271 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 5,080 万 7 千円とするものでございます。

ずっとめくっていただきまして、保険事業勘定のほうの歳入歳出事項別説明書 14 ページ・15 ページになります。御覧下さい。

まず、第 1 款「保険料」でございますけれども、現年度特別徴収保険料として 59 万 8 千円。第 2 款「国庫支出金」として、包括的支援事業等交付金として 105 万 7 千円。第 4 款「県支出金」として 52 万 9 千円。第 6 款「繰入金」で一般会計からの補助金と同額の 52 万 9 千円を繰り入れるものでございます。

歳入合計といたしまして、271 万 3 千円増額補正するものでございます。

次に 18 ページ・19 ページを御覧下さい。

歳出のほうになります。歳入と同額の 271 万 3 千円をサービス事業勘定のほうに繰出金として計上するものでございます。

次に、サービス事業勘定のほうの説明書 30 ページと 31 ページを御覧いただきたいと思えます。

先ほど申しました、271 万 3 千円を保険事業勘定から繰入金として計上し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 21 議第 20 号「平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 20 号「平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」ご説明申し上げます。

1 枚めくっていただきまして、今回お願いいたしますのは、翌年度に繰り越して使用することの経費「繰越明許費」でございます。

続いて、3 ページを御覧いただきたいと思います。

繰越明許費といたしまして、公共下水道建設事業 1,690 万円をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 22 議第 21 号「平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 5 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 21 号「平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 5 号について」ご説明申し上げます。

1 枚めくっていただきまして、水道事業費用に 668 万円を追加し、3 億 9,233 万円とするものでございます。

続きまして、2 ページ・3 ページを御覧いただきたいと思っております。

第 1 款「水道事業費用」の 668 万円の内容でございますが、「営業外費用」といたしまして、「企業債利息」67 万円、雑支出 109 万 9 千円、消費税 491 万 1 千円を追加するものでございます。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 23 議第 22 号「平成 30 年度吉野町一般会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥出参事。

奥出総務
参事

議第 22 号「平成 30 年度吉野町一般会計予算（案）について」ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いします。

まず、第 1 条でございます。歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59 億 1,800 万円と定めるものでございます。

また、第 2 条では債務負担行為。

第 3 条では地方債。地方債につきましては、第 3 表の地方債によるというところでございます。

予算書の6ページをお願いします。6ページが先ほど申しました第2表の債務負担行為。30年度から35年度まで、この2事業につきまして、債務負担行為を起こすものでございます。

また、7ページでございますが、第3表で地方債でございます。

地方債につきましては、番号の1番の「公共交通活性化対策」から、次のページの8ページの27番「臨時財政対策債」まで、合計27の起債の目的がございまして、額につきましては、総額7億9,941万9千円でございます。尚、そのなかの過疎債につきましては、6億1,920万円となっております。

歳入歳出につきましてご説明申し上げます。

説明書をお開きいただきたいと思っております。

説明書のほうの1ページでございます。歳入の総括表になっております。歳入の主なものを説明させていただきます。

第1款の「町税」でございますが、7億53万7千円。前年度比49万1千円の増でございます。

それと第6款の「地方消費税交付金」1億3,991万円。前年度比1,618万1千円の増でございます。

第10款「地方交付税」でございます。24億4,817万1千円の予算でございます。前年比1,024万1千円の減でございます。

それから、第14款「国庫支出金」でございます。3億2,765万7千円。438万3千円の減でございます。

第15款が「県支出金」でございます。3億3,162万6千円。2,756万7千円の増となっております。

第17款「寄附金」でございます。1億9,111万7千円。4,479万2千円の増となっております。

第18款「繰入金」でございますが、4億3,147万3千円。3,055万9千円の増でございます。

「繰越金」1億5千万円。前年度比、5千万円の減でございます。

それから、1番下になります、第21款の「町債」。先ほど申しました、7億9,941万9千円。前年比5,441万5千円の増となっております。

歳入合計が、59億1,800万円でございます。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。

款別に説明させていただきます。

まず、第1款「議会費」でございます。7,744万3千円。前年度比161万7千円の増。

また、第2款「総務費」10億2,069万2千円。前年比2億2,122万9千円の減。

第3款「民生費」でございます。13億1,525万3千円。前年比1億207万1千円の減でございます。

第4款「衛生費」8億9,931万4千円。前年比2,621万2千円の増でございます。

「農林水産業費」2億5,443万4千円。5,676万9千円の増でございます。

第6款「観光商工費」2億2,022万1千円でございます。383万1千円の増。

第7款「土木費」でございます。4億2,384万円。1億8,242万4千円の減でございます。

第8款「消防費」3億9,427万5千円。前年比3,596万1千円の増でございます。

第9款「教育費」7億43万8千円。前年比3億1,734万3千円の増でございます。

第10款「災害復旧費」2,316万円。前年比11万円の減でございます。

第11款「公債費」5億8,693万円。前年比2,095万9千円の増でございます。

「予備費」は昨年度同様200万円を見込んでおりまして、歳出合計59億1,800万円でございます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 24 議第 23 号「平成 30 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。
小泉参事。

小泉住民
福祉参事

「平成 30 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）」につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 5,100 万円と定め、第 2 条「一時借入金」につきましては、一時借入金の最高額を 5 千万円と定めております。

中身につきまして、簡単に説明させていただきます。

2 ページ・3 ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございますが、第 1 款「国民健康保険税」2 億 4,105 万円、第 3 款「県支出金」10 億 2,021 万 9 千円、第 4 款「繰入金」8,922 万 9 千円など歳入総額 13 億 5,100 万円でございます。

次に、歳出でございます。

主なものにつきましては、第 2 款「保険給付費」10 億 1,107 万円、第 3 款「国民健康保険事業費納付金」など 2 億 8,180 万 8 千円。歳出総額 13 億 5,100 万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

西澤議員。

西澤議員

国民健康保険は奈良県で統一されるということで、いろいろ各町村で議論を呼んでいるところであると思えますけれど、吉野町では国民健康保険税という

ことにしておりますけれども、よそでは保険料にしているところもあつたり。介護保険は介護保険料という「料」でしてはいますけど、「税」のしほりをかけているところと「料」のところと、まちまちでありますけど。また、吉野町このまま「税」として厳しく取立てをしていくのか、今後もね。そういうこととか、今度の委員会でどちらの方針でいくかもきちっと決めておく必要があるように思うんですけど。これもまた、議論を文教厚生委員会で議論していただきたいと思いますが。課としてはどちらの方針でいくか、今後、決めてはいますか。

野木議長 小泉参事。

小泉住民福祉参事 今、ご質問ございましたように、「税」と「料」があるわけがございますけれども、吉野町は「税」ということになっています。

課としてどうするんだ、というのは、今はこのままということなので、委員会のほうでもまたいろいろとご議論できたらなあ、というふうに思います。

野木議長 西澤議員。

西澤議員 それと財源も大変厳しなってますんで、法定外繰入ということもいろいろ柔軟に考えていかなければならないと思いますけど。それを考えていく資料として、最低限、奈良県内の市町村の法定外繰入をしているところと、していないところとかの、いろんな市町村の状況とかわかる資料があつたら準備をしておいていただきたいと思います。

野木議長 よろしいですか。お願いしておきます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 25 議第 24 号「平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事

「平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 6,200 万円と定め、第 2 条「一時借入金」につきましても、一時借入金の総額を 1 千万円と定めております。

中身につきましても、簡単に説明をさせていただきます。

3 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入予算の主なものといたしましては、第 1 款「後期高齢者医療保険料」が 1 億 253 万 7 千円。第 5 款「一般会計繰入金」が 5,402 万 8 千円など。歳入総額 1 億 6,200 万円でございます。

次に、その下の歳出でございます。主なものにつきましては、第 2 款「後期高齢者医療広域連合納付金」が 1 億 5,273 万 4 千円。第 3 款「保険事業費」が 431 万 7 千円など。歳出総額 1 億 6,200 万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 26 議第 25 号「平成 30 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）につい

て」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉参事。

小泉住民
福祉参事 「平成 30 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条にありますように、保険事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 6,790 万円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 690 万円と定めるものでございます。

第 2 条「一時借入金」につきましては、最高額を保険事業勘定 3 千万円定めるものでございます。

主な中身につきまして、簡単に説明させていただきます。

2 ページ、それから 3 ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定につきまして、歳入予算の主なものといたしましては、第 1 款「保険料」が 2 億 4,067 万 5 千円、第 2 款「国庫支出金」が 3 億 2,045 万 4 千円。第 3 款「支払基金交付金」が 3 億 2,691 万 5 千円、第 6 款「繰入金」が 1 億 9,134 万 4 千円など、歳入合計といたしまして 12 億 6,790 万円でございます。

次に、歳出のほうでございますけれども、主なものといたしまして、第 2 款「保険給付費」が 11 億 7,418 万 1 千円、第 3 款「地域支援事業費」が 6,957 万 5 千円など、歳出合計を 12 億 6,790 万円するものでございます。

ページをとんでいただきまして、サービス事業勘定になりますけれども、42 ページになります。お願いいたします。

歳入につきまして、第 1 款「サービス収入」といたしまして 301 万 8 千円、第 2 款「繰入金」といたしまして 387 万 2 千円など、歳入総額 690 万円でございます。

歳出につきましては、サービス事業費といたしまして 690 万円でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 27 議第 26 号「平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。
奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 26 号「平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」ご説明申し上げます。

1 ページをめくっていただきまして、第 1 条でございます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,450 万円と定めるものでございます。

第 2 条につきましては、地方債について定めております。

3 ページを御覧いただきたいと思えます。

歳入歳出の主なものでございます。

歳入のほうからでございます。

「使用料及び手数料」2,359 万 7 千円、「国庫支出金」1 千万円、「繰入金」1 億 6,493 万 5 千円、「町債」5,580 万円、以上合計 2 億 5,450 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

「下水道事業費」としまして 6,919 万 9 千円、「公債費」1 億 8,530 万 1 千円、合計といたしまして、2 億 5,450 万円でございます。

次、めくっていただきまして 4 ページでございます。

「地方債」でございます。「下水道事業」1,190 万円、「資本費平準化」4,390 万円を限度額と定めておるところでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 28 議第 27 号「平成 30 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 27 号「平成 30 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」ご説明申し上げます。

1 ページを見ていただきまして、まず、第 1 条でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ 2,870 万円と定めるものでございます。

第 2 条につきましては、地方債を定めております。

続きまして、3 ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入歳出の主なものでございます。

まず、歳入からでございます。

「使用料及び手数料」461 万 1 千円、「繰入金」1,894 万円、「町債」440 万円、総額 2,870 万円でございます。

歳出でございますが、「農業集落排水事業費」536 万円、「公債費」2,334 万円、歳出合計といたしまして 2,870 万円でございます。

次、めくっていただいて 4 ページを御覧いただきたいと思っております。

「地方債」でございます。「資本費平準化」440 万円を限度額として定めておるところでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 29 議第 28 号「平成 30 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし
環境参事

議第 28 号「平成 30 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」ご説明申し上げます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第 2 条「業務の予定量」でございます。

給水戸数といたしまして 3,900 件、年間総給水量 75 万 8 千立米、主な建設改良事業等の事業費でございますが、国営農業用水再編対策事業水源譲渡負担金といたしまして、8,423 万円を計上させていただいております。

また、第 3 条「収益的収入及び支出」でございます。

まず、収入「水道事業収益」でございます、3 億 4,359 万円。

支出でございます「水道事業費用」でございます、3 億 8,227 万円でございます。

続きまして第 4 条「資本的収入及び支出」でございます。

収入「資本的収入」1 億 6,207 万円。

支出「資本的支出」2 億 7,749 万円でございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額 1 億 1,542 万円は、当該年度分損益勘定留保資金 1 億 1,542 万円で補填するものでございます。

続きまして、第 5 条「企業債」でございます。

国営農業用水再編対策事業水源の有償譲渡に係る負担金 5,620 万円を限度額として定めているものでございます。

続きまして、第8条「議会の議決を経なければ流用できない経費」でございますが、「給与費」3,059万円を計上させていただいております。

第9条「他会計からの補助金」でございます。一般会計からの、会計の補助を受ける金額は1億4,121万円と定めております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

少し早いですが、昼食休憩に入りたいと思います。

12時45分から再開をいたします。

(午前11時43分 休憩)

(午後0時45分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございますので、しばらく自席で待機願います。

一般質問に入ります。

山本義史議員より出されております

(1) スマイルバスのより良い運行について

(2) 住宅宿泊事業法(民泊法)の奈良県条例に対する吉野町の対応について

(3) 「吉野町観光振興計画」について

の一般質問をお願いします。

山本義史 議員	<p>3番、山本義史でございます。</p> <p>本日の一般質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>まず、はじめに、スマイルバスのより良い運行についてということで、前回の一般質問でもいろいろ具体的な案を出させていただきましたけれども、吉野町民にとって、よりよい、より利用しやすいスマイルバスの進行状況について、お聞きさせていただきます。</p> <p>参事よろしくお願いたします。</p>
野木議長	北谷参事。
北谷総合 政策参事	<p>質問をありがとうございます。</p> <p>町民にとって、よりよい、より利用しやすいスマイルバスの運行、進行状況について説明させていただきます。</p> <p>最近では、川上方面の奈良交通路線バスが廃止に伴い、川上村のコミュニティバス、いわゆるやまぶきバスに対し相互乗り入れしたことに対して、広域移動の利便性を確保したほか、ご承知のとおり、平成28年4月から南奈良総合医療センター開設に伴う広域バス、ゆうゆうバス等、南奈良総合医療センターに乗り入れたことに伴いまして、町内各地からゆうゆうバスに接続するスマイルバスを運行して、同医療センターの利便性の向上を図るなどの取り組みを行ってまいりました。</p> <p>今後も引き続き財政面、受託業者の人員条件なども鑑みまして、できるだけ町民様、利用者様のご意見を伺いながら、より利用しやすいスマイルバスの運行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
野木議長	山本議員。
山本義史 議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、言っていただきました以外にも、いろいろと細々と調整を考えていただ</p>

いておるといふことで、非常にありがたく感じております。

少しの時間変更、あるいは少し伸ばすだけで、かなり利便性が非常に上がるということがございますので、何とぞご検討のほうをお願いしたいなと思います。

そして、いろいろと時間を変えたり、微妙に変えることによりまして、ナビタイムというのが非常に利用しやすくなってきております。スマートフォンとかでは、「バスナビ」と呼ばれるものでありまして、非常に簡単に、これ無料で使うことができます。目的地と出発地を入力して、大体の時間を入れますと、もう一瞬のうちにどこからどこへ行くというようなことがわかります。

例えば、出発地点に吉野山の仁王門前を入れて吉野町役場と入れますと、9時18分発、9時58分着。その詳細はといいますと、9時18分にスマイルバスDコースで大和上市駅行き17分乗りますと、9時35分から上市駅を出発して9時55分やまぶきバス杉の湯行きに3分乗るといふふうに、瞬時にして出てきます。また、帰りはというと、出発地と目的地を変えて入力すればすぐ出てきます。非常に便利な「バスナビ」というのがございます。

パソコンとかではナビタイムというのにも出ておりますけれども、また逆にそういうの、お年寄りの人にはいっぺんには難しいんですけれども。

例えば、広報紙に載せてこういう使い方がありますよと。12月に簡単な説明はありました。広報よしのですかね。そこには簡単なものは載ってございましたけれども、具体的に入力する方法なんかも紹介したり、そういう授業といいますか、講演会といいますか、開いて、よりよく乗り継ぎができるような感じ、南奈良総合医療センターに行く行き方、あるいは帰り方、そういうのも一瞬のうちに出てくるかと思っておりますので、そういうのをアピールして利用を促進していただくような方法をとっていただけたらなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

野木議長

北谷総合政策担当参事。

北谷総合

ナビタイムについては、12月議会でも一部説明させていただいたとおりで

政策参事

ございますが、そのなかで、スマイルバスの車内又は主要バス停において、ナビタイムという検索するものが利用できますということは表示しておりますが、詳細な利用方法など、今後、広報紙などでも検討する余地があるとは思いますが。

また、スマイルバスの活用についてですが、提案として町内の移動として、例えば、買物に行きましてそれから役場に立ち寄ってお帰りになると、そういったような事例なども具体的に載せて、イメージしやすいようなフォームをとりたいと思います。

また、紙面上だけでなく、担当課としましては、町内の移動をする、こういう移動ができますよという提案といたしますか、そういったものも企画しまして、バスの実際の町民様に乗っていただくことも計画したいと思っております。

よろしく願いいたします。

野木議長

山本議員。

山本義史
議員

ありがとうございます。

非常に使うと使いやすい無料の「バスナビ」。ぜひ皆さんも、使っていただきたいなと思います。

それから、続きましては、乗車率の検討をお願いしたいな。利用者数という言葉をしておりますけれども、こちらのほうには4月から9月までの利用者数、それから10月から12月までの利用者数のデータがあるんですけども。

私は吉野山に住んでおりますので、ちょっと吉野山の例を言いますと、例えば土曜日の吉野病院15時発吉野山行き、これが利用者数が0.19ということになっております。これは何をいうかといいますと、5日間で1人乗っているという状況でございます。土曜日の上千本口11時10分発吉野病院行き、利用者数が0.33、3日間で1人乗っているということでございます。

何とかこのあたり、例えば全くなくすることはできないんですけども、デマンドタクシーや予約制にして効率を図るといようなことはできないものかなと私は思います。そして、その不便といつてはあれなんですけれども、その裏腹に、そのかわりに例えば上千本口を8時35分、吉野病院8時52分終点着を

あと5分延長して吉野病院終点ではなく大和上市終点にすることによって、スマイルバス乗り継ぎで国栖まで行くことができるという、非常に便利になりますので、利用者数が増える方向になるんじゃないかなと思います。利用者数による見直しといたしますか、ダイヤも変えるというのを前提に、どういうふうにお考えか、参事のお話を聞かせていただきたいと思います。

野木議長

北谷総合政策担当参事。

北谷総合
政策参事

まず、乗車率についてでございますが、乗務員さんの日々の利用日報によりまして乗車率のデータは把握しており、月の平均乗車率は当然把握しております。

ただ、これまでも乗車率が著しく低いコースにつきましては、これまでも減便や、おっしゃるように事前予約制の切替えなどを行い、運行の効率化を図ってまいっております。

ただ、公共交通を必要とするかたについては、自家用車を十分に利用できないかたなどございまして、日常生活に不可欠な買物や通院をするための提供していく交通手段でございます。したがって、一概に乗車率だけで低いからといって廃止してしまうと生活に支障が生じる可能性もございます。そのため、乗車率が低い便やコースについては、その内容も鑑み、できるだけ運行コストがかからない方法、例えば、今言いましたようにさらに事前予約を広げたりして、効率性を考え検討するという方向で考えたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

野木議長

山本議員。

山本義史
議員

ありがとうございます。

利用者数の検討のなかには、やはり利便性だけではなく、乗車率だけではなく、いろんな要素がかかってくるかと思っておりますので、地元の意見もよくよく聞いていただきまして、よりよいスマイルバスにしていきたいなと思います。

それから、スマイルバスというのは、時間どおりに来て、時間どおりに出発するということで非常に定評があり、吉野町の町民からも信頼があるんですけども。

今年は非常に雪が多くて、何日間も雪が積もったということがございます。スマイルバスの利用をしているかたから、あるいはその乗務に携わっている人から、何とか四輪駆動のものをという意見を聞いております。どうしても、山の上のほうに行きまして雪が残っているとチェーンをはめないといけない。それから下へおりてくると、雪がないので外さないといけない。それを繰り返す。それも何日も繰り返すということになりますと、そこに非常に時間がかかって、時間の遅れとかが、今年、何回か見受けられたということがございました。

もちろんお金のかかることとございますので、新たに車両を入れ替えるということではできませんが、新しい車両を入れかえるときに、例えば少し高くなっても四輪駆動車を購入するということも考えていただけないかなと思います。答弁のほう、よろしく願いいたします。

野木議長

北谷総合政策担当参事。

北谷総合
政策参事

新しい車両、四輪駆動の車両を検討してほしいという質問でございますが、現在、吉野町では13台の車両を維持管理しております。当然、中長期的な計画のもとに検討してまいりたいと思います。ただ、四輪駆動の特徴で、車高が高くなったりする場合がございます。そのような場合、当然、高齢者の方が多く利用されますので、そのような状況や、当然おっしゃったように、車両の価格などを精査し、導入が必要なコースを考え、検討してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

野木議長

山本議員。

山本義史
議員

ありがとうございます。

これはつけ加えといたしますか、感謝の報告ということではないんですけど

も、吉野ロープウェイが今運休しております。3月24日に再開するというふう
に聞いておりますけれども、ロープウェイが止まっているために、吉野駅11時
26分の青の交響曲（シンフォニー）これに降りられたお客様、かなりの乗車率
で降りてこられます。降りたお客様が吉野山の上へ上がるときに、代行バスを
利用するんですけれども、代行バスがなかったり、あるいは代行バスに乗り遅
れたりした人たちが、吉野駅からスマイルバスに乗っている人が、平日だけで
10月から12月で137名おられます。非常にこれはありがたいことだと思っ
ております。青の交響曲（シンフォニー）のために時間があつたわけではない
んですけれども、たまたまそこに時間がありましたもので、あふれた人が大い
に利用させてもらった、お客様から、よかったよかったと、かなり言われてお
ります。

もちろん、4月から10月の間においても、かなりの利用者数になっておりま
すので、吉野町のイメージも、スマイルバスによってよかったんじゃないかな
と思っております。ありがとうございました。

続きまして、今現在、奈良県の議会のほうで討論されておるところではござ
いますが、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法の奈良県条例に対する吉野町の対
応についてお伺いしたい所存でございます。

先般、吉野山旅館組合より、住宅宿泊事業法についての要望書が提出されま
した。これは今県の議会で討論されている前に、県が市町村のヒアリングを行
うということがございます。その取扱いについてどのようにしていただいたの
かを簡単にご説明願いたいを思います。

参事、よろしく願いいたします。

野木議長

宮本産業・観光担当参事。

宮本産業

ご質問ありがとうございます。

観光参事

ただいまいただきました、吉野山旅館組合様からの住宅宿泊事業法について
の要望書についてでございます。

この部分におきましては、住宅宿泊事業法第18条の規定によりまして、都道

府県におきましては、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生、その他の事象による生活環境の悪化を防止するために、必要であるときは、合理的に必要と認められる限度において政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより区域を定めて、住宅宿泊事業法を実施する期間を制限することができるということで、定められているところでございます。

県におかれましては、条例の制定にあたりまして、法の趣旨に鑑み、観光客の来訪や滞在を促進することで経済の発展に寄与するとともに、国内外からの宿泊事業に対応しようとする立場をとられていると考えてございます。

吉野山旅館組合様から提出されました要望書のなかでございますが、7項目あるうちの、例えば、宿泊日数 180 日以内であることや、罰則規定の確立などについては、法律で定められていると解釈させていただいたところでございます。

また、対面方式によります宿泊登録の義務化というご要望についてでございますが、国のガイドラインにおきまして、対面方式と同等の手段といたしまして、ICT技術を利用し、宿泊者の顔及び旅券が、画像により鮮明に確認できること、当該画像が届出住宅等に備えつけられましたテレビ電話、またタブレット端末から発信されていることが確認できることなど、条件を付して可能とされていることから、法やガイドラインを適切に運用していくことが基本となっております。

今回、旅館組合様から県へ要望書に関しまして、県が整備する条例の制限や位置づけが難しいものであると考え、そのような観点から県の条例制定にかかる意見照会に対しましては、特段の意見は付さずに回答させていただいたところでございます。

旅館組合の皆様のご心配されている部分につきましては、承知しているところでございますが、町といたしましても、今後の住宅宿泊事業法施行後の状況を注視しながら、適切な運用がなされていない点がございましたら、地域の皆様のご意見を伺いながら、県への要望を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

野木議長

山本議員。

山本義史
議員

ありがとうございます。

兵庫県の三田の監禁事件の3月2日のMBSニュースのなかでございますけれども、兵庫県三田市の20代女性会社員が行方不明になり、県警が2月22日女性を大阪市東成区の民泊用の部屋があるマンションに閉じ込めたとして、監禁の疑いで米国籍のバイラクトル26歳を逮捕したことが23日までに捜査関係者への取材でわかったと。男は奈良県内の民泊施設の周辺で発見された。監禁容疑を否認している。バイラクトル容疑者は、今年1月に来日し、1月12日ごろから監禁現場とされる大阪市東成区の民泊に、約1週間の予定で宿泊していた。また、2月24日、同容疑者が契約していた同市西成区内の宿泊施設である民泊を調査員が調べたところ、室内からスーツケースに入った頭部が見つかった。顔写真などから、所在不明となっている女性と見られるという記事がございました。

この外国人は、民泊を何軒も借りておったみたいであります。そして、その民泊の1室が殺害現場になり、切断現場となりました。やはり、事業者不在型の民泊におきましては、中で何をしているのかというのがわからない。

今回も捕まりましたけれども、捜索願が早く出たために捕まりましたけれども、これが遅くなっておったら、犯人が自国へ帰ってしまっていたケースを考えますと、捕まえるのに非常に時間がかかると思われております。捕まってよかったなと思いますが。このような事件をどのように考えられるか。参事、聞かせていただけますでしょうか。

野木議長

宮本産業・観光担当参事。

宮本産業
観光参事

失礼いたします。

ただいま議員のほうからお話ございました、三田の監禁事件でございます。女性の監禁、死体遺棄事件につきましては、被害に遭われました女性には心からお悔やみを申し上げますとともに、事件の全容が一刻も早く解明されること

を望むところでございます。

この事件の舞台となりました民泊施設でございますが、かねてより犯罪の温床となる可能性について、指摘されていたところでございました。

このようなリスクが、全くぬぐい去られるということはございませんが、住宅宿泊事業法の施行により、宿泊事業者をはじめまして家主不在型民泊施設の管理を行う事業者、またサイトを通じた仲介を行う事業者などが登録制となりまして、利用の安全性を確保するための規制や、期間の制限が行われることとなりました。

今回の事件も民泊施設での長期滞在に潜む危険性が指摘されたところでございますが、新たな法において、住宅宿泊事業法施行、いわゆるガイドラインでございまして、長期宿泊者に対しましては、特にチェックインにおきまして本人確認を行っていないものが宿泊することがないように、不審な者が滞在していないか、また滞在者が所在不明になっていないかを確認することが望ましいということであつてございまして、特に7日間以上の宿泊の場合におきましては、定期的な面会などにより確認をすることということで求められているところでございます。

法の趣旨に則り、適切に法を適用していただくことが、このような痛ましい犯罪を起ささないためには大切であると考えているところでございます。

地域住民の防犯意識を高め、犯罪が起こらない、また、巻き込まれない町づくりを、地域住民と一体となって進めていくように、進めていきたいなと考えるところでございます。

野木議長

山本議員。

山本義史
議員

ありがとうございます。

事業主不在型の民泊というのは、非常に危険であるなというふうに考えております。

旅館組合様から要望書の1番にありましたように、実際に対面式で宿帳をとる、外国人にあたっては対面式でパスポートのコピーをとる、これほどこの旅

館でもどこのホテルでも行われていることでもあります。

この国のガイドラインのなかには、それに相当するICTで行うというふう
に書かれておりますが、非常に、ICTの場合でしたら、抜け道があるんじや
ないか。やはり実際に対面してお宿帳をとる、パスポートをコピーするとい
うことが、こういった犯罪を防ぐ有力な方法になるのではないかと考えており
ますので、検討のほうをよろしくお願ひしたいなと思ひます。

そして、住宅宿泊事業法では、条例を3年に1回見直すというふうになっ
ております。また、見直しのときには、市町村長にヒアリングを行うこととな
っておりますので、町民の意見あるいは事業者の意見も聞きながら、それを反映
して、県のほうに訴えていただきたいなと考えておりますので、よろしくお願
ひいたします。

続きまして、余り時間がなくなつたんですけれども、吉野町の観光振興計画
についてでございます。

先ほど、町長の施政方針にもありました、吉野町観光振興計画の進行状況と
今後の方向性、スケジュールについてお教えくださいませ。

野木議長

宮本産業・観光担当参事。

宮本産業

失礼いたします。

観光参事

本町の観光振興計画でございますが、観光の振興につきましては、まち・ひ
と・しごと創生総合戦略におきまして、地域経済を活性化させるための中心的
な役割と位置づけられ、総合計画のなかで、総合的な観光振興を策定し、魅力
あふれる観光地域づくりを推進するということであつたわけでございまして、現
在のところ、経過といたしましては、先月19日、第2回目の策定委員会を開催
させていただきました。

これにおきましては、既に観光資源や観光誘導サインの調査、状況把握、観
光動態の把握と分析、先進地事例の収集等々におきまして、いろいろな課題の
把握を行うために、委員会のほうへ提出させていただきまして、今回4つの重
点方針をお示しさせていただきました。

1つ目といたしましては、吉野町の資源、人材を生かした新たな魅力の創出。

2つ目といたしまして、新たな顧客の取り込みによる滞在客の増加と情報発信の強化。

3つ目といたしまして、吉野町の次世代ツーリズムランドの構築。

4つ目といたしまして、観光地マネジメントを推進する組織の強化と人材の育成。

この4つに関しましての、意見交換会をしていただいたところでございます。

今後のスケジュールにおきましては、今月の下旬に、再度策定委員会を開催させていただきまして、その計画案につきまして、再度ご審議をいただく予定をしております。

またその後、ご検討いただいた内容につきましては、修正を加えまして、パブリックコメントの手続を行った上で、計画を完成させたいと考えているところでございます。

また、計画につきましては、計画策定も大変大事なところでございますが、実際に計画を実行に移し、成果を求めていくことがさらに重要なことと考えているところでございます。

新年度からの施策につきましても、計画に沿った将来を見据えた事業を展開していく必要がございますので、引き続きましてご指導、ご助言のほうをいただきますようによろしくお願いいたします。

野木議長

山本議員。

山本義史
議員

ありがとうございます。

吉野町には、吉野山観光協会それから国栖観光協会、津風呂湖観光協会と3つの観光協会があります。それ以外にも、観光業者もたくさんおられますし、第一産業であります木材、製材、そのあたりと観光とをくっつけたような、あるいは歴史、史跡、そういうのもたくさんございます。

河瀬監督の「V i s i o n」という映画が今年上映される模様でございます。吉野町が中心になって出ておるようなんですけれども、木や山を案内するよう

な、ボランティアガイドの養成とか。あるいは吉野杉の家とか。それを観光と木材。

あるいは、吉野スタイルさんがやっていますスマイルバスで行くディープな吉野の旅、スマイルバスと観光。

あるいは、お年寄りのかたがつくっている農産物。吉野産の大和当帰なんかも、非常にお客様にも好評であります。そういった農産物と観光。

いろんな面から吉野町というのは、観光に目を向けることができるかと思えますので、いろいろな角度から、吉野町の観光を今後とも考えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

野木議長

続いて、山本隆敏議員より出されております

(1) 台風 21 号における災害のその後について

(2) 受益者負担（寄付）について

の一般質問をお願いします。

山本議員。

山本隆敏
議長

7 番、山本でございます。

一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

2 月には平昌オリンピックがございました。日本人の活躍が大変目覚ましく、私も、また想像ではございますが、町民の方々も、その活躍に胸を熱くなさったんだろうと想像しております。

そして、3 月を迎えたわけでございますが、3 月といいますと、絶対に忘れられないのが 7 年前の 3. 11。東北の大震災でございます。あの時のことをまだ昨日の事のように、テレビの画面を食い入って見ていた記憶がございます。

そして、昨年 10 月 22 日に私たちのまち吉野町にも、大きな台風がやってきました。吉野町内で大小 200 を超える災害が起こりました。そのなかで特筆すべきは、檜井長崎地区の土砂崩落と、今回質問させていただきます県道 39 号線五條吉野線の御園地内の路肩崩壊でございます。

あれからしばらく時間がたちまして、もう何もなかったかのように思いますが、やっぱりその現場に立ちますと、すごいことが起こったんだなど。そして、これからこういうことが起こらないようにしていきたいな、やって欲しいなと思うのは、私一人じゃないと思っております。

それで、今回、まずその10月に起こりました台風災害のことで、県道五條吉野線が路肩崩壊いたしました。その後の復旧をどうなさるのかな、どういうふうに元の状態に戻していただけるのかなということが、私にはわかりかねない部分がありますので、町長にお伺いしたいんでございますが。

私個人的に見ますところ、あれはもう県の災害でもAランクに相当するのかな。ただ、場所が急峻なために、私なりに考えますと、河川課が補修すると、要するに護岸工事だけで終わってしまいそうな気がします。県道までの、のりつけは難しいんじゃないのかな。

しかし、道路管理課で修復を考えていただければ、路肩までしっかりした県道が再構築されるんじゃないのかな。そのように思います。

その今崩壊されましたところは、皆様もご存じのところ、ちょうど中荘温泉の真対岸になります。その横には、もう個人のかたの倉庫もございます。もう倉庫の基礎が見えるような状態にもなっております。

まず町長にその復旧に対して、町の管轄でないことはよくわかっておりますが、町内の財産でございますので、そのへんの経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

五條吉野線の復旧の話でございます。

その前に、まず災害全体に関しまして本当に町内各地にありまして、本当におっしゃるとおり、喉元過ぎれば熱さを忘れるということで、何もなかったかのような感覚もございますが、鋭意各課で災害復旧に取り組んでいるところでございます。

さて、五條吉野線でございますが、台風 21 号により被災しました箇所状況の把握は、県では確認済みでございます。町並びに地元地区から、早期復旧を県にお願いしているところでもございます。吉野土木に確認しましたところ、工法的に検討が必要であるということから、平成 30 年度に測量、設計及び地質調査を予定しております。その後、予算要求を行い、工事を進めたいと聞いておりますが、町としても早期復旧に向け、県にお願いしていきたいと考えております。

ということなので、30 年度に調査ということでございます。31 年度からしかかからないというふうなことでございます。

おっしゃるとおり、非常に下まで高こうございますし、急峻でございますので、そのへんのところはじっくり考えていただきたい。県のほうでも河川課、道路課とそんな縦割りではなくて、きちんと対応していただけたらと思っております。

また、幅員が狭いので、通行の安全確保を図るために、山側の所有者の了解をもし得られれば、一部拡幅して対応していきたいというふうに聞いております。

以上でございます。

野木議長

山本議員。

山本隆敏
議員

ありがとうございます。

続けて聞かせていただこうと思ったお話にも言及していただきまして、重ねてダブるかもわかりませんが、あの台風で長崎地区が崩落し、169 が通行止めになりまして、対岸五條吉野線が迂回路として利用されることになって、あの道路 169 を利用なさっている方々が、五十数日にわたって県道を使って迂回なされたという事実がございます。

そこに吉野の方々の非常にできたところだなと思っているところは、多くの方々が何ひとつ文句を言わずに、こんな被害のときだからお互い助け合わなくちゃだめだということで、スムーズに町であるとか県の方針に従って、もう小

言ひとつ言わずに五十数日間やっていただいたということに、まず僕は吉野町民のすばらしい心意気があるんじゃないのかなというのが1点でございます。

しかしながら、私の知っている限り、この県道を迂回路として使ったのは、以前、檜井地区に落石がありました。そして、檜井地内で火事がありました。そして今回、三度目でございます。

過去にもっとあったかもわかりませんが、私の記憶にはございませんので三度という言葉を使わせていただいたんですが。そのたびに、いつも出る話が、県道を拡幅してほしいよな、せめて乗用車と乗用車がすれ違えられるような道にしてほしいよなというお声をたくさん聞かせてもらっていました。それがまた、今回も間に合わずしてそういうことになりました。

ぜひ町長のほうにも県に向かって、県道の拡幅工事を、できるところからで結構でございますから、お力添えを願えたら、大変ありがたいと思いますし、その道を使っている方々にとっても非常にこれ以上の幸せはないんじゃないのかなとそう思います、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

自席から失礼いたします。

今回、本当に長期間にわたりまして、迂回路として使わせていただきました。特に地元の方々、区長さんはじめ、本当に議員さんおっしゃるとおり、親身に世話をしていただきまして、渋滞が起こっても怒らずに対応していただきまして、大変ありがたく思っています。

私の経験でも同じでございまして、今回3回目。落石、火災、そして今回のことでもございました。そのたびに注目されますが、実は、ここの県道の拡幅は、もうはるか以前よりずっと課題でございました。それは五條市内、下市町内、そして吉野町内とございまして、部分的になかなか、もっと広い道を川沿いにつけようとか、いろんなことを言うなかで、なかなか拡幅が進まなかったところでございます。吉野町内におきまして、部分的に承認いただいたところとか、本当に少しずつの待避所ができていくという状況かなと思っております。

今回、非常に長期間にわたりましてご迷惑をおかけしたということで、あらためて大きな声を上げながら、そしてまた皆様方とともに、この拡幅の事業が進みますように努力をしていきたいなと思っております。

野木議長

山本議員。

山本隆敏

ありがとうございます。

議員

先ほどの崩落のことといい、今のことといい、重ねてお願い申し上げたいと思います。

それでは質問の2点目に移らせていただきます。

吉野町にはたくさんの方であり、自治会であり、隣組であり、ございます。その最小単位の僕は行政区だと思っております。

その区自身の財政について、非常に最近心配しております。

なぜかと申しますと、まず人口が減ってきたということでございます。人口が減ってくると、区の財政はもうかなり圧迫すると思うんです。といいますのも、区、自治会といいますのは、区費、自治会費の徴収をもって、その維持管理にあっているんだらうと僕は思っております。ほとんどの区、自治会さんはそういう形で運営をなさっているんだらうと思っております。

そのなかで、今回町長にお考えをお聞きしたいのは、消防車両の購入であったり、公民館の改修であったり、そういう部分で町の条例のなかで負担率、つまり受益者負担という部分について、かなり大きい数字で負担を求めています。

消防車両につきましては、先般も飯貝地区が購入なさった、そのときにも消防車両1台が2千万で、その負担率が39%なので、おおよそ800万近くという、800万という高額なお金が負担として発生いたしました。

これは大変な額でございまして、聞かせていただいたら、飯貝地区は、ふだんからその購入のために基金を積み上げていたという非常に素晴らしいことをやっておられる。感心いたしました。

私も地元に戻って、地元の自治会長にその旨を伝えております。

やっぱり大きなお金というのは、何年もかけてきちきちと基金として積み上げていかなくでは対応できないのかなという思いがあります。それでも消防車両というのは、消防団にとって、もう非常に大事な機器でございます。それが区の財政によって左右されるというのは、非常に僕はつらい話だなと思っておりまして、できれば消防車両の購入の39%、そして公民館の大規模改修の50%なんですが、その部分についても、一度、社会情勢が大変早いスピードで変わっております。そのなかで、そのときに合ったような規則に改定していただけるのは、非常に地元としても願っていることじゃないのかなと思っております。

そして、意味合いは違いますが、作業道、作業路の災害の復旧についても、非常に最近の雨の降り方によりまして、作業路、作業道が荒れております。その荒れた復旧に対して、今までは山主さんに対してその山が含まれている区自治会さんが受益者負担分を集金して、町へ寄附をしているという形をとっていたのでございますが、昨今、町長もよくご存じのとおり、木という素材が非常に安値になってしましまして、その木自体が儲からないのに、そんな負担金出せるかという、区の方々の集金に行かれても、非常に困り果てて、お金が寄ってこない。

だったら、町へ納める金がないから、ご無理願えないというようなお話をたくさん聞きます。それについて町長はどういうお考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

まず、議員さんおっしゃるとおり、本当に各町内会、自治会、財政的に非常に厳しいということはよく私ども承知しております。

従いまして、4・5年前から、地域担当と各自治会等に入り込みながら、いろいろお手伝いできないかということでご相談をして、具体的には皆さん方をお願いしています防犯灯のライトをLEDにして、多少なりとも電気代を安く

しようと。あるいは、公民館もうまく改修して、民泊等使えないかというふうなこともご提案をさせていただきました。

それと別に、ふるさと納税で、使い道を各地域に落とせないかということで、大字を指定していただいて、ふるさと納税していただいたら、そこにかかった費用以外はすべて大字にお渡しするというのもやっておりますが、そちらで稼いでいただけませんかというようにも少しずつやっておりますが、なかなか効果が上がっていないところでございます。それ以上に人口が減り、困窮されている。また、あるいはお葬式等で使われないというようなことがあるのかなと思っております。

そんなところで、就任以来、消防車の負担の比率とか、公民館の改修の比率は少しずつ町側が出すような形には額の限度を下げたりとか、いろんなことをさせていただいたんですが、それでもちょっと間に合わないような状況でございますし、地区自治会でできないから町で全部負担しているところ、町のほうもそんなにお金があるわけやないんで、これは政策誘導的にこうやったらこうですよということをしなきゃならないなと思っております。

現状は、例えば消防団で申しますと、車両の更新はおっしゃるとおり地元負担 39%の町が 61%でございますが、組織改革による場合は地元負担 20%、町 80%という形で、最近組織の改革ございませんけれども、統合していただくとか、より効率的に動けるような状況をいかしていただいた場合は、優遇措置があるというふうなことをやっております。また、維持管理の費用というのは、当然、町で 100%持っているということでございます。

公民館に関しましても、新設の場合は 5 千万円以内は幾らとか、地元負担 20%とか、いろんなことがあるわけでございますが、そんなことよりも、今、私どもで考えておりますのが、各地区の自治協議会が、集会所等を活用して事業を行う場合、そのための改修費用というのは、これは全額町で負担してよいのではないかというふうなことで、新たな事業を展開するに関しては大いに応援していこうというふうなことの改正を、今予定をしているところでございます。

最後に、作業道、作業路でございますが、作業道というのは、もともと名前のおり作業をするための道でございますが、作業がほぼ終わると、ケアして

くれないと、林道ですと、一応、更新ございますけれども、作業道はそうじゃないということがまず前提にありまして、これを復旧に対しての対象事業というのはなかなかございません。これに対してどう対応するかということで、2年ほど前からやっておりますが、原材料支給制度に加えて、土木工事の補助金というのを各大字ごとに提案をさせていただいているところでございまして、それらを十分に活用していただきたいなと思っているところでございます。

野木議長

山本議員。

山本隆敏

ありがとうございます。

議員

大変前向きなお考えを聞かせていただいたように思っております。特に、山の話は、そのときそのときの施策のやり方でありまして。

例えば、私の住まいしております喜佐谷で作業道がございまして。しかし、町長おっしゃられましたように、作業道というのは、いつ何どきでも山にかえせる道のことであってということなんです、僕が気がついたときには、その作業道はコンクリ舗装がしてありました。

コンクリ舗装がしてあるということは、もうしっかりした道であるということでありまして、またそれが災いしまして、そのコンクリートの部分が動かないものですから、その両脇がごそっとえぐれてしまっ、もうコンクリートの下をのぞいたら何も土がなかったというような状態もございました。

そのたびに、山主さんに対して補修します、ちょっと負担金が要るんです、お願いしますって。僕も区の役をさせていただいたときに、何回か集金には行かせていただいて、僕が行かせていただいておるころは、大変快く、「ご苦労さん」と言うてくれて、お茶も出して、茶菓子も出していただきました。

しかし、最近の若い人たちが集金に行くと「去ね」と「何しに来たんぞ」と、そういうふうなお声も聞くような時代になりました。

町も林業、特に素材のことに対しても、いろいろ手立てはさせていただいております。そのなかでそういう作業道、作業路に関しましても、新設及び補修ということも念頭に置いておいていただきたいなと、そのことをお願いしまして、

私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

野木議長

続いて、藪坂眞佐議員より出されております

(1)「福祉でまちづくり」目標達成は？

(2)子育て支援の充実の進捗状況

(3)農業者や吉野町の農業に対する具体的支援を

の一般質問をお願いします。

藪坂議員。

藪坂議員

8番、藪坂です。

これから一般質問させていただきます。足をけがしてしまったので、座って質問させていただくことをお許し願いたいと思います。

野木議長

はい、結構です。

藪坂議員

ありがとうございます。

それでは、一番最初に「福祉でまちづくり」ということが吉野町の目標として標榜されました。私たちは、その言葉を聞いたときに、「福祉の」まちではなく「福祉で」というのにはどんな意味があるんだろうと、非常にわかりづらかったという記憶があり、いまだによくわかっておりません。

この「福祉でまちづくり」動き始めて、あちこちの各地域でワークショップをしていただいて、そのおかげで初めて、町民さんたち、住民さんたちが福祉に関して話し合うだけでなく、自分たちのまちづくりをワークショップという形で参加できるということで、目からうろこになったという、本当に一つのきっかけではあった。

それまで、役員会であろうと何であろうと戸主さんが行く。お家のなかで、やっぱり女性が参加する場面というのはほとんどなかった。10人の会議だったら、男性が8人で女性が2人という状況のなかで、福祉でまちづくりをという

取り組みのなかで、女性も会議に参加し、また質問や意見を出すことができるようになった。そういう経験をさせてもらいました。

その後の実は「福祉でまちづくり」の目標達成や進捗状況がどうなっているのかを、まず町長さんにお尋ねいたします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

平成24年にできた地域福祉計画、その策定にあたって「福祉でまちづくり」という形で進めていただきました。このとき、一人一人の人間としての尊厳を重んじ、誰もが生涯を通じて、健康で生き生きと暮らす地域社会を実現するという、ノーマライゼーションとする住民自治ということが大方針で行われました。住民懇談会や研修会、報告会を開催しながら、住民と行政の協働での地域福祉計画策定を行いました。これが平成24年3月に完成いたしました。

この計画は、あらゆる分野を新しい福祉観で見直すという「福祉でまちづくり」ということを標榜しながら、大きな方向性、目標に向かってスタートラインに立ったわけでございます。この地域福祉計画を受けまして、いわゆるアクションプランとして、社会福祉協議会が吉野町地域福祉活動計画を、平成25年3月に策定いたしました。

ただ、この両計画とも具体的な数値目標はございません。それを持たずに、地域と行政が役割分担を行いながら、福祉課題に取り組む方針、指針的なものを示したものでございました。

結果、あらゆるところでいろんな形をしていきながら、今は地域包括ケアの問題とか、いろんな方がいろんなところで、一緒に協働して話し合いをやっていこうということで進められているように感じております。

地域のなかで活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手でございます。地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を進めているところでございます。

具体的な成果、取り組みといたしましては、地域住民としては自治協議会の

設立や運営、社会福祉協議会としては出張総合福祉相談、ボランティアまつりの開催、災害ボランティアの育成等がございます。行政といたしましては、地域サロン活動の推進、地域住民グループへの支援、高齢者の方々の外出機会への支援としてのタクシー利用券の交付、障害者の交流の場であるサロンの開催、シルバー人材センターへの支援等がございます。

このような事業を推進しながら事業展開をしているところでございます。

野木議長

藪坂議員。

藪坂議員

ありがとうございます。

目標というか、実際には本当に素晴らしい取り組みの出発点だったと思います。一人一人、人間としての尊厳を重んじ、ノーマライゼーションの暮らしができるという、本当に素晴らしいんですけども、実際に私自身が足の大けがをしまして、本当に現実との乖離を痛感しております。

吉野町は、先ほどもお話がありましたけれども、人情が厚くて、どこへ行っても、荷物を持とうか、車いすを押してこようかと、さまざまな声かけをしてもらっていて、人情に関してはもう抜群のまちだな。本当に他町村の病院へ行っても、吉野町の人が見つけてくださって声をかけてくださる。こんなにありがたい人情ではあるんですけども。具体的な障害者の視点でのノーマライゼーション、もう一度、見直すべきなんじゃないかなということを実感しています。

一番皆さんが毎日目にしておられる場所で、私自身が何も気づかなかったのが、公民館の前の障害者駐車場。看板が出ています。でも、どこが障害者駐車場かわからない。マークがないんです。

私自身は障害者マークも何も張ってないから駐車場にとめることも気を使うんですけども、実際には、やっぱり庁舎の車であったり、郵便屋さんの車であったり、短時間だからということとめてあって。障害者の皆さんが車をとめようとしたら、そこのスペースが空くまでずっと待ってやんなん状況というのがあります。

だから、本当に身近なところでできることでありながら、このあたりでスペースに障害者マークをつけられへんのやろうか。あるいは、要援護者の方、また難病の方。難病の方からのお声を聞いてびっくりしたんですけれども、障害者手帳がないために、障害者の車いすマークのスペースにはとめられない。だから大変なんだと。運転している方は健常でありますけれども、降りてくる方は車椅子であり、松葉づえであり、大変です。その方たちの車をとめるスペースがない。これを何とかしてほしい。こういうお声をいただいています。

また、先般の一般質問でもお願い申し上げましたが、福祉避難所の問題があります。私自身もこの状況のなかでトイレに行くのが大変。私が聞かせてもらったお話のなかでは、やはり奇声を発する子供、あるいは変わった環境になったら情緒不安定になる子供を抱えておられる親御さんから、まず避難所は、地域の避難所に先に行って、そこで必要があったら福祉避難所に行ってくださいというのが、一般質問に対する回答でありました。

地域の避難所に行って、トリアージというか、緊急度を測定してもらって、それから指定の避難所に行く。こんな回りくどいことをしなくても、本当に福祉避難所を必要とする方は100人もおられないと思います。だからこそ、個々の人たちに対して、もっと思いやりの手を差し伸べることができないんだろうか。何かあったときには、この福祉避難所に行けますよという、安心できるようなシステムづくりと、お知らせを出すことができないんだろうか。そのために、福祉避難所を必要とされる方たちのニーズ調査と、困難解決のための取り組みを、一人一人に沿ってノーマライゼーションの暮らしができるようにしていただきたい。

これに関しては、担当参事のほうからお答え願えたらありがたいです。

2番、3番、4番、よろしく願いいたします。

野木議長

小泉住民・福祉担当参事。

小泉住民
福祉参事

それでは、今、何点かあったと思うんですけれども、私のほうからは、まずは駐車スペース。障害者マークのところで、お答えをしたいというふうに思い

ますけれども。今現在、調べてみますと、吉野町の公共施設における駐車場の設置状況を見てみましたら、先ほど先生おっしゃったとおり、中央公民館をはじめ一応7カ所のところで、こうしたマークあるいは案内の表示があるということが、まず1点ございます。

そういうふうなところでございますけれども、駐車場全体のスペースの関係上、なかなか設置できていないという状況もあるようでございます。できるだけ移動手段に車いすを使用されている方々、また高齢者、妊産婦等の方々が安心して利用できますように啓発、あるいは健常者の方への啓発も進めながら、そういうふうな設置も進めていかなあかなというふうにご考えているところでございます。

それと、ご指摘のありました難病患者の方についてでございますけれども、町内の例えば役場等で、手帳がないからといいまして駐車を遠慮してもらうということはございませんので、そういう場合は使っていただければというふうにご認識をしております。

それから、1点、奈良県思いやり駐車場制度というのが、制度として奈良県のなかにはございます。ですので、そこに申請をしていただきますと、利用証を交付されまして、思いやり駐車場等への駐車を利用できるということになります。県内のほとんどの公共施設にこうしたものが設けられておりますので、いろんなところで利用できるのではないかとというふうに思います。制度を利用するためには、奈良県の地域福祉課、あるいは吉野町でありましたら吉野福祉事務所のほうに申請をしていただければ結構かなというふうに思います。こういうふうな思いやり駐車場につきましても、町内の公共施設のほうで、これから順次設置していければいいかなというふうにご思っているところでございます。

私のほうからは以上でございますけれども、あと福祉避難所のほうは、総務課のほうからお願いしたいと思っております。

野木議長

奥出総務担当参事。

奥出総務
参事

失礼します。

福祉避難所につきましては、平成28年4月に内閣府のほうから「福祉避難所の確保・運営のガイドライン」というのが出されております。そのなかで、福祉避難所の対象となる方の範囲でございますが、もうちょっと幅が広くてございまして、高齢者の方であるとか、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方、これがまず要配慮者という表現をされております。その他の特に配慮を要する方として、妊産婦の方であったり、内部障害者又は難病患者というふうに位置づけられております。

吉野町の場合、災害時避難行動要支援者名簿というのを平成27年に作成しております、3カ月ごとに更新しております。ただ、そのなかで、藪坂議員がおっしゃった子供がちょっと落ちつきがないとか、そういう方のところの数字というのが、今のところはっきりとした数字になっておりませんので、そのへんは精査する必要があると思います。

福祉避難所の定義でございますが、大きくいいますと施設のバリアフリー化と言われております。それは、段差の解消であったり、廊下に手すりをつけたり、また障害者対応のトイレを設置するというところになっております。町内の避難所、いわゆる集会所が多いんですけれども、集会所の改修がどんどん進んでございまして、洋式のトイレ化にされているところもあるんですけれども、まだまだそういう福祉避難所という視点からいいますと、不十分どころがございまして。

災害発生時の規模、また避難者の数等によりまして、もちろんはっきりとは言えないんですけれども、一応の決まりとしては、議員おっしゃるように、まず、一旦、一次避難所に避難していただいて、そこで二次的避難所、いわゆる福祉避難所に入っていただくような方を、保健師等によりまして判断いただいて、移っていただくという形になるんですけれども、数が少ない場合は直接対応できる場合もございまして、それは災害の大小によるところでございまして。

以上でございます。

野木議長

藪坂議員。

藪坂議員

災害の大小でというのはよくわかるんですけども、ただ、本当に重度の障害を持っておられる方とか、一次避難所へ行くこと自体が困難な方たちがおられます。その方たちは、一次避難所へ行って、それから判定を待って、二次の福祉避難所なり、あるいは施設へ行くんじゃないくて、もう直接施設へ行ける人たち、もちろんベッド数やら枠やらはあるかと思うんですけども、その困難度に応じて、じゃ、あなた方はもう直接こういう場合にはここへ来てもらっていいですよというふうな提携を結んでいただけると、それはもう町内で足りない場合には町村の枠を超えても結んでいただけると、平常の安心感につながると思うんです。

とにかく公民館へ行くということ自体が、私自身もう公民館の昇り降りが大変でしたので、公民館を福祉避難所の様式に改修するには莫大なお金がかかる。だから、それは無理だと思います。それよりもっと効率よく、しかも安心・安全を提供するような形はとれないものでしょうか。そこだけ確認を。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

対象になる方って、そんなに何百、何千といらっしゃるわけじゃないので、はっきり把握できる。それは、もう今、名簿を3カ月ごとの更新でもうずっといっています。我々も平成28年6月にはさくら苑と、4月には柳光さんと、そういう協定を結んでおります。地域防災計画のなかではっきり把握して、誰がどこの福祉事業所へどう連れていくという、このことをきちんと地域防災計画のなかで作り上げていければ、十分対応できるのではないかと考えております。

野木議長

藪坂議員。

藪坂議員

ぜひよろしくお願ひします。吉野町の福祉行政を人に優しい本当に笑顔あふれるものにするために、一歩前に進んでほしいなというふうに思います。

2番目に、子育て支援の充実の進捗状況について、教育長さんにお尋ねをしたいと思います。

今、昨年6月の文科省の調査では、小学校で既に18校が、経済的困難を抱える要支援家庭の入学支度金をこの平成29年度末に出すということが決まっております、中学校では19の中学校が既に決まっております。吉野町もぜひこれについては、子育て支援を本当に進めてほしい。その思いから教育長さんにお尋ねをします。

それから、2点目。制服バンクあるいは中学生の給食費無料化など、貧困とまでいかななくても、やはり進学時に本当に制服代が高くつく。アルマーニとかいう、そんなブランド品でなくても、すべて合わせたら5・6万近く要るんじゃないかな。だから部活はもうやめとくかというふうな声も聞こえました。

だから、そういうことのないように、ぜひ頑張ってくださいと思っています。ですのでけれども、進捗状況をお尋ねします。

野木議長

森本教育長。

森本教育
長

どうもご質問ありがとうございます。自席にて答弁をさせていただきます。

議員よりご質問いただきました、経済的困難を抱える家庭への就学時の経済的支援ということにつきましては、子育て支援の4つの柱のうちの一つというふうに位置づけて、計画的に、そして枠を広めて、保護者の就学時の負担軽減を図っております。

今、ご質問いただきました、要支援家庭への入学準備金の入学前の支給につきましては、入学前の支給にかかる課題等を検討いたしまして、そして、その課題を解消いたしまして、要綱等も変更いたしまして、制度として入学前に支給ができるような形をとっております。既に1月の下旬に、保護者向けに支給申請の説明会を行わせていただきまして、2月中旬に、既にもう受付を終了しております。今、3月、入学前に支給できるように準備を進めているところでございます。

それから、2つ目の制服バンクのことにつきまして、卒業などをして不要に

なった制服等を、リサイクルする取り組みというのは、大変意義あることと私自身も考えております。既に学校とPTA、また育友会等が協力をしていただきまして、制服バンクを実施していただいている園・小がございます。また、教育委員会と学校等の意見交流を通しまして、今までは行っていなかったけれども、次年度から制服バンク等をしていこうというようなことで、準備を進めている学校もございます。

また、組織的には行われておりませんが、保護者からの申し出を受けて制服等を預からせていただいて、転入してきた子供等、必要な子供に学校のほうから貸し出しているというような学校もございまして、町内の園・小、中学校におきまして、保護者の方々のご協力をいただいて、相互扶助の活動というのを今広めていっているところでございます。

3点目が、中学生の給食費の無償化ということでございます。

生活保護家庭につきましては、給食費は無償化をしております。また、就学时に経済的困難を抱える家庭に対して出されます準要保護家庭につきましては、これまでは半額支給という形をとっておりましたが、今年度から全額支給を行っております。

給食にかかります費用のうち、人件費や施設整備費など調理にかかる費用につきましては、全額公費で賄っております。保護者の方が給食費として出している分につきましては、すべてが材料費に充てられております。

今述べさせていただきましたような現状と、中学生全員を対象とした給食費無償化による財政的な負担を考えますと、現時点では、実施ということについては厳しい状況にございます。ただ、今後、国等もいろいろな動きを、今、しております。国等の動きも注視しながら、引き続きこのことについては検討してまいりたいというように考えております。よろしく願いいたします。

野木議長

藪坂議員。

藪坂議員

ありがとうございます。入学支度金が3月中にということで、見通しが明るくなっただけでも、ほっとして、本当に悩んでいたシングルマザーの方、ほっ

とただらうなというふうに思っているところです。これで、奈良県下で小学校では19番目、中学校では20番目という形で実現できたこと、本当にありがたいと思います。

3番目に、農業者や吉野町の農業に対する具体的支援をということで、今、農業者のニーズが多様化するなかで、もっと農業者と行政が話し合う、ふだんからの話合いができるようなシステムをつくってもらえないだろうか。吉野町に移住しても農業をしたいという人たちが出てきている状況のなかで、菜園場だけではなく、半農半X、兼業農家で食べていけるような、そういうシステムづくりをすることで、若い世代を招いていけないだろうか。

また、鳥獣被害対策が自治協に一任だと進みにくい。自治協自身がやっとスタートし始めたばかりという地域も多く、課題が大きいので、同時進行で自治協と同時に施策としての鳥獣被害対策をしてほしい。そのためにも、狩猟者を増やすための具体的な取り組みを、もっと増やしてほしい。一括して担当参事にお答え願いたいと思います。よろしくお願ひします。

野木議長

宮本産業・観光担当参事。

宮本産業

ご質問ありがとうございます。

観光参事

まず、農業者のニーズに対応する相談的な部分でございますが、農業者の相談の受付でございます。これにおきましては、一元的な受付窓口といたしまして、農地の相続、また管理の問題、転用等々におきまして、農地に関する相談を本課のほうで受けさせていただいているところでございます。

しかしながら、本町での対応できない部分におきましては、県又はJAさん、関係機関などと調整を行いながら対応させていただいているところでございます。

また、農業者の行政と話し合うシステムでございますが、これにおきましては、意見の交換システムをどういうふうにつくっていくかというようなところにおきましても、先ほど申し上げましたように農地等々の問題、ご相談があるときには、いろいろな課題又はご相談を受ける部分がございます。こういった

ものをうまく生かせるように、今後も考えて進めていきたいなというところでございますし、特に農産物の生産されました出口、いわゆる販売先になる部分でございますが、吉野町内には専門的な方がいらっしゃるという情報をいただいてございますので、この専門家の方をお招きいたしまして、研修会などを行いながら、農業の推進を進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、こういった研修会を利用いたしまして、農業者の皆さんのご意見、ご相談も受け付ける場面をつくっていききたいなというふうに思うところでございます。

いずれにいたしましても、農業委員さん、又は農地推進委員さんとしつかりと連携を図りながら、農業者のご意見、ご相談をお聞きしながら、未来に優良な農業環境を引き継いでいけるような施策として進めていきたいなというふうに思うところでございます。

続きまして、鳥獣被害対策の部分でございます。

経緯につきましては、もう以前から、この鳥獣害につきましてはのお話もさせていただいているところでございますが、平成28年度から町が各地区で被害状況、また被害に遭ったの資材の取りまとめ等を行っていかせていただいたところでございますが、どうしても地区の被害の状況を取りまとめいたしまして、資材を発注いたしまして支給をさせていただくのが、地域が実際に設置をしたい時期から相当遅くなるといったようなことが起こっていたことから、地域の方々から、もっと早くできないのかというふうなお声もいただいてございました。

こういったことから、鳥獣害防止対策協議会、地区のほうで自治協議会又は自治会などにおきまして、設立をしていただいているところでございます。町といたしましては、協議会にすべて一任しているというところではございませんが、やはり地域住民の方々、皆さんが主体となりまして、創意工夫あふれる被害対策に取り組んでいただくようにしていただきたいと、継続的に被害対策に取り組んでいただきたい。また、町や猟友会といたしましては、住民の方々と密に連絡をとりながら、効果のある駆除対策を進めていきたいなというところ

ろで考えさせていただいているところでございます。

防護柵のみにおきましては、当然、防止できる部分がなかろうかと思えます。現在、町のほうでイノシシ用の捕獲おり 12 基、猿用の捕獲おり 6 基、アライグマの捕獲おりが 60 基、保有させていただいてございます。町内からの捕獲おり設置の申請がございましたら、この捕獲おりの貸し出しも行っておりますので、申請・駆除等ございましたら、またご連絡いただければなというふうに思っておりますし、今後この要望の状況が多くなるようであれば、また捕獲おりの購入に関しましても検討を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

続きまして、狩猟者を増やすための具体的な取り組みという点でございます。

現在、吉野町猟友会から選任されまして、吉野町鳥獣被害対策実施隊、現在 17 名の方が活躍していただいております。この実施隊におきましては、平均年齢が今 60 歳でございます。最高齢の方で今 82 歳という方が携わっていただいているところでございますが、ゆくゆくは、やはり高齢ということで狩猟者が減少していくのではないだろうかというふうに想定しているところでございます。

本町だけの問題ではございません。全国的に狩猟者が減っているというふうなところもお聞きしてございます。

狩猟者を増やしていくという部分におきましては、本町におきましては、平成 23 年から狩猟免許取得にかかりますテキスト、講習料に必要な費用の補助をさせていただいているところでございます。現在、役場の職員を含めまして 18 名の方が、この費用を利用していただきまして、狩猟免許を取得していただいたところでございます。

今後は、地区鳥獣被害防止対策協議会、地区の方々にも狩猟免許を取得していただきまして、捕獲おりによる個体数減少に努めていただけるように、あらためて呼びかけを行っていききたいなというふうに考えてございます。

また、猟友会吉野支部とも連携をしながら、新規狩猟者育成に取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、引き続きましてご指導、ご助言いただきますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

野木議長

藪坂議員。

藪坂議員

さまざまな取り組みをしてくださっているんだけど、鹿、イノシシの増えていく数のほうが多いという、この現状。イタチごっこにならないように、ぜひ頑張っていたきたいのと同時に、住民さんも必死の思いで捕獲おりを設置しております。でも、自治協の役員さんたちが、この前からも高齢者ばかり4人で、捕獲おりを移動しようとしたけれども、なかなか大変だったと。そういうお声も聞こえております。何とかして、また捕獲おりを増やしていただくことも含め、あの小さいおりで鹿が入るのかとびっくりするぐらい、鹿やイノシシで年間十数頭とれたという話も聞いています。そういう意味では、免許がある人が捕獲おりを持っていただけるのが一番早いのかな。そんな気がしますので、ぜひよろしくをお願いします。

終わります。ありがとうございました。

野木議長

暫時休憩をいたします。

2時20分から再開します。

(休憩 午後2時6分)

(再開 午後2時20分)

野木議長

再開します。

続いて、上佳宏議員より出されております

(1) 平成30年度 一般会計・特別会計予算について
の一般質問をお願いします。

上議員。

上議員

2番、上佳宏でございます。本日は、発言の機会をいただきまして、まこと

にありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

先ほど北岡町長より、力強い施政方針演説をいただきました。私は、そのなかで、当然ながらいろんなことが書かれておったんですが、去年もこういうような施政方針の演説をしていただいたなかで、「選択と集中」という言葉が何点か出てきておりました。いろんなところで取捨選択をされて、具体的に進められるところ、また、そうでないところを選ばれたんだと思っております。そのなかで、今日は戦術についてお伺ひしたいと思っております。

この施政方針演説のなかで一番気になりましたのは、行財政改革や町政運営のスリム化の言葉の一方で、予算の総額が96億4,800万円とプラスに転じているところでございます。行政改革、スリム化といったところは、どこを指しているのか。もしくは、今後どういうところを検討しているのか。北岡町長よりお教えいただきたいと思っております。お願いいたします。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

ご質問ありがとうございます。

確かに行財政改革、もうずっと課題で言い続けているお題目のようなところになってございます。これは野放しにやり出すと限りなくいってしまうもので、行財政改革という形で打っています。

ただ、最近は広域行政等で奈良モデル等でございまして、ごみの話でありましたり、あるいは病院の話でありましたり、一緒にやっていくというところで、なかなか削れないところがございまして、そういうところからいいますと、我々が特別にやっ払いこうというところが、なかなか自由度が減ってきているという意味では、非常に厳しくて、もっと大胆な人員の削減でありましたり、予算の削減でありましたりをすべきかと思っておりますが、かといって、行政の変な仕組みでございまして、町税が増えたりしても、その分は交付税が減るというふうな仕組みがございまして、これは努力するだけの効果が余りないというのがあります。

逆に言うと、それに含まれないところの、例えば土地の使用料をいただくと

か、ふるさとと違う寄附金をいただくとか、そういうところでは、なかなかそれにカウントされないので、そちらで選ぼうということでございまして、行財政改革そのものが、スリム化を目指すというよりは効率化を目指すという意味での捉え方をいただきたいと。

それから、もう一点、人員に関しましては、どこかで調べられたかと思いますが、この何年かで相当数の職員が定年を迎えてまいります。定年後も再任用で雇っている場合もございますし、いろいろございますけれども、それでもやっぱり年々減っていくわけでございまして、これにどう対応するか。仕事の量はどんどん増えておりますので、それにどう対応するか。

逆に言いますと、本来はもうちょっと政府も言っている生産性を上げる。あるいは、ICT化をもっと進めるというふうな、そちらのほうのことなのかなとは思いますが、とりあえずは、今のところはベテラン職員が減っていくのに対応する職員を育てなきゃならないので、現状のところでは定数はそんなに減っていないと。なかなか苦しい状況をご理解いただきたいなと思います。

野木議長

上議員。

上議員

ありがとうございます。

1つは、町税がもうあと来年、その次ぐらいで7億の大台を切るというお話になります。交付税が今、先ほどのお話で、バランスで支給されるんじゃないかというお話もございますが、私としましては、これは私の私案ですが、やはり戦術として予算の削減目標を毎年つくっていくべきではないかと思っております。これから3年後、5年後の未来に向けて、町全体の予算を削減する計画をつくっていかなければ、なかなか難しい問題ではないかと思っております。

最後に、私から、お願いではございますが、本町では独居の老人の貧困、若者の貧困の問題というのがございます。先ほど来、まち・ひと・しごと総合戦略のさらなる強化で、ベトナムとのOEMのお話も伺いました。こういったお話がさらに進んでいくことが、我々の本町にとっての唯一人口減少へのアプローチじゃないかというふうに思っております。

この予算のなかでも、官民共同で進められるような成長戦略を新たに描けるような、もう少し柔軟な予算配分があれば、我々も民間とともに伸びて、職場も確保できて、働く先もあれば、それなりのまた税収も落ちる。そういう好循環に向かっていくのではないかと考えております。

言っているところは、行財政改革をしてスリム化して予算を削減していこうという話のなかで、成長戦略になるところには柔軟に予算をつけてという、ちょっと欲張りなお話ではありますが、これがセオリーとして選択と集中ではないかと私は考えております。

以上、本議案についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

野木議長

続いて、上滝義平議員より出されております

(1) 台風 21 号による土石流について

(2) 一般廃棄物の収集について

の一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議長

5 番、上滝です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、先ほど議長が読み上げたとおり、台風 21 号による土石流、2 番目は一般廃棄物の処理、収集でございますけれども、まず 1 番目の平成 29 年 10 月 22 日午後 7 時ごろ、吉野町檜井区長崎における台風 21 号による土石流流出についてでございます。

私の経験は、人生もう 70 過ぎてはいますが、58 年前に伊勢湾台風がございました。そのときには被災者が 2,500 人ほどだったと思います。私は当時、吉野山のいとこの家で泊まっておまして、帰りしな、橋がないので帰れないという状況で、大変な大災害でございました。

そんななか、つい最近の檜井区長崎における台風 21 号。大変な大きな災害であると認識をしております。

まず、1 番目に、その発生時より今日までの復旧について、役場が処理して

きた経緯の報告を担当参事からお願いを申し上げます。

野木議長

奥田暮らし環境担当参事。

奥田暮らし
環境参事

それでは、ただいまより質問に対しての回答をさせていただきます。

まず、この対象地になりました吉野町檜井地区の現場でございますが、この現場につきましては、昭和31年ぐらいに治山工事によりまして、山どめの施設が既に設置されていた溪流でございます。

それから60年余りして、平成27年7月16日、台風11号によりまして一部山腹での崩壊が発生しました。その発生の部分の現場の状況を、町のほうから県のほうに被害報告をいたしまして、現地のほうに確認をさせていただき、また、奈良県の南部農林振興事務所のほうから、いろいろな対策を打っていただきました。そのなかで、山腹のほうの状況把握のために、観測器を設置しまして、平成28年4月から観測を始めたところでございます。

その後、応急復旧工事並びに平成28年度では緊急予防治山事業としまして、新たに谷どめの擁壁を設置したというところで、その最終完了日が平成29年6月末で完了しております。

その後、今、議員さんのほうからございましたように、10月22日に発生したというところでございます。

この間の雨の状況でございますが、本体の台風21号が接近する以前からの長雨によりまして、非常に地盤のほう、いわゆる地表に水がたまり、かなり重くなり、また滑りやすい状況であったというところの部分は、平成29年11月に県のほうから要請をいたしました、国土交通省からの防災ドクターによる現場の視察等々で、その防災ドクターのほうの講評があったわけでございますが。どういった講評かといいますと、集中豪雨で時間雨量50ミリというような形で降る雨の状況ではなく、1週間前からの長雨が、累積雨量といいます、その1週間の雨量が350ミリに達したというところで、これまで10月の観測史上初めての雨量であったというふうなところから、とても滑りやすい状況があったわけでございます。そうしたなかで発生がしたというふうな状況の講評を受け

ております。

その後の対応でございますが、169号線につきましては県の土木部、また、その土木部から引き継ぎまして、南部農林振興事務所のほうでは、そこから山のほうの応急復旧工事を行っていただいたところでございます。この応急復旧工事につきましては、この2月末をもちまして完了いたしましたところでございます。

今後は、本格的な復旧工事に向けて、既に入札等も執行されまして、業者も決まりました。そういうことで、これから具体的な説明会を地元のほうにさせていただくというようなところで今は進めているところでございます。

以上でございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

丁寧な説明ありがとうございます。

では、次に土砂流出に。

知る限りでは、昨年6月末に南部農林が一部防災砂防が完成している。にもかかわらず、なぜこのような災害に至ったのか。その経緯を教えてくださいと思います。

野木議長

奥田暮らし環境担当参事。

奥田暮らし
環境参事

先ほどもお話しさせていただきましたように、いろんな角度から平成28年の緊急予防治山事業で山どめの擁壁を設置したというところの部分につきましては、これまでの上の状況を踏まえた上で施工したということでございます。

そこから先のそれ以上の部分についてでございますが、非常に雨の量、また、その規模の状況につきましては、推定といたしますか、そういったところの部分につきましては、対策した擁壁等で、いわゆる山どめ等で対応できるというふうなところで進めていたように聞いております。

ただ、平成29年度事業をもって、もう一基の計画もしていただいていたとこ

ろでございますが、その実施、施工までに至らないなかでの災害発生というところでございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 あの山はどこの山やったん。教えてください。

野木議長 奥田暮らし環境担当参事。

奥田暮らし環境参事 もちろん民有地でございます。民有地のなかでの保安林指定を受けた山と聞いております。

上滝議員 どこの山で。

奥田暮らし環境参事 山のほうにつきましては、民有林ということしかございません。

上滝議員 どこの所有者の山や。

奥田暮らし環境参事 所有者のほうにつきましては、北岡様の山というふう聞いております。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 北岡町長の所有地の山が崩壊されたということですね。災害ですので、何の責任もないかと思えますけれども。

次に、警報システムが既に設置されていたにもかかわらず、なぜ機能しなかったのか。これらの検証結果をご報告願いたいと思います。

野木議長

奥田暮らし環境担当参事。

奥田暮らし
環境参事

先ほどもお答えをさせていただきましたように、平成28年4月より観測を開始しております。この観測システムは、それぞれの県あるいは町のほうにスマートフォンにメール配信されてくるものでございます。ミリ単位の動きの状況も入ってくるわけでございます。

大きな最終の発生につきましては、平成29年10月22日、先ほども申し上げました7時前でございますが、その時点でのメール配信はございました。直ちにそういうことで、警報の部分での対応としましてしたわけでございますが、それまでの状況はいっぺんに瞬時に来たということで、本来、町のとるべきところにつきましては、そういうふうな警報が出たら、警報が出たということで避難のほうの音声告知等で周知をしていくというふうな、防災のほうの対応になったわけでございますけれども、今回につきましては、瞬時にいっぺんに加速して発生したというふうに思われます。

以上です。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

時間の関係上、早くいきます。

次に、災害の発生時に国道169号線の早期復旧について、県の吉野土木をはじめ南部農林との連携対策において、当時、役場はどのように主体的な行動をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

野木議長

奥田暮らし環境担当参事。

奥田暮らし
環境参事

国道169号線につきましては、町のほうから県のほうに、申し上げて対応をお願いしていたところでございます。また、町の部分の、町道の土砂取りにつきましては、町のほうの判断で土砂取りに着手したわけでございます。

169号線の時間的に対応が遅れた理由といたしましては、上からのいわゆる

山腹での一部落ち残りの堆積土砂がございました。そういったなかで、先ほど申し上げました、県から国土交通省に要請をいたしました防災ドクターの診断結果を待って対応するというところで、その対応を待ったわけでございます。県のほうとしましても、169号線のいわゆる土砂取り、あるいは復旧については、その対応を待って進めたというところでございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

次にいきます。

昨今の気象状況から鑑みれば、檜井区長崎と同時の災害がこの吉野町のどこで起きてもおかしくはないと思われれます。これを機に、今後どのような対策を講じていこうとお考えであるのか。あるいは、防災計画の基本的な考え方、あわせて簡単にお聞かせ願いたいと思います。

野木議長

奥出総務担当参事。

奥出参事

ご質問ありがとうございます。

今回の災害におきましては、数多くの課題をいただきました。

特に、早い目、早い目の避難準備情報であったり、避難指示の必要性というのも再認識したところでございます。あらためまして地域防災計画の内容に従いまして、いろんな対策を練っていきたいというふうに考えております。

庁内でも毎年4月にはまた新たな体制に変わったりする場合がございますけれども、そのときにもまた打ち合わせを重ねていかせていただく予定でございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

次にいきます。

町災害の対策本部は、これら被災の状況から復旧に向け、どのような救済措

置を検討されているのか、ご報告を願います。

野木議長 奥出総務担当参事。

奥出参事 まず、今回の災害状況におきまして、まず災害後でございますが、11月の初めに各世帯、町内全部では15軒あったんでございますけれども、そのなかで被害状況、半壊以上と床下浸水に応じまして、見舞金というのを、わずかでございますけれども、町村会と同額を支出させていただきました。そのうち、今おっしゃっている長崎地区におきましては、全部で13軒となっております。
今後の救済というか、救済というのは例えばどういうことでしょうか。

上滝議員 俺に質問するのはおかしいやないか。何を言うとなのや。
俺が質問しとんねんで。ばかやろう。

奥出参事 すみません、失礼しました。
今後におきましては、今、復旧工事につきまして、一日でも早く完了するようお願いしますところでございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 俺に質問されるのは初めてやわ。次に入ります。
災害発生の初動において、檜井地区長崎の被災者住民に対し、どれだけ寄り添った認識で判断と行動に資されたのか。具体事例を挙げて説明をしていただけますか。
町長からお願いいたします。真摯な回答を求めます。

野木議長 北岡町長。

北岡町長 まずは、人命等が大丈夫かどうかという確認をさせていただきました。土砂

災害と同時に、避難されていたということで、発信させていただいたところでございます。

次に、交通関係で大丈夫かとか、迂回路の手配が大丈夫とかを、土木のほうに確認させていただいております。土木事務所と、また地元の方々が、迂回路の案内等をしていただいたということでございました。

あと、当時、ご存じのとおり、衆議院選挙の開票のときでございまして、避難所にうまく受け入れていただけるかどうかということも調整しながら、受け入れていただいて。あと、その場で、区長さん自身も投票所の立ち会い等いろいろなお忙しい状況でございましたので、そこらへんのところは、体制が整うのを待って、次の日に私はお見舞いに行かせていただいたということでございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 町長、ちなみに土木と南部農林と何回ほどお願いに行ったんですか。

野木議長 北岡町長。

北岡町長 お願いといいますか、事情をお聞かせ願うためにまず1回と、あらためての対応がどう決まったかという、私が正式に行ったのは2回でございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 町長は、いつも、笑顔あふれる吉野町、住民が住んでよかったまちづくり、つまり安心して安全な生活を営みたいというのは当たり前の話ですけれども、こういう大きな災害がありますと、大変地域ごとにいろんな心配があるかと思えますけれども、行政の役割として、住民の皆さん方のために行政をやっておるんだということをいま一度認識させていただいて、頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

次に、一般廃棄物の収集でございます。

直営で廃棄物処理をするようになって1年が経過しました。当初、直営にあたって、町民の皆様によりよいサービスをしたいということで、議会も同意を得られました。私はちなみに反対をした一人でございます。

この1年間に町民の皆様方の声を聞きましたか。奥田参事のほうからお答え願いたい。

野木議長

奥田暮らし環境担当参事。

奥田暮らし

失礼します。

環境参事

今現在、吉野町のほうでは、家庭ごみの減量化並びに再資源化を推進するなかで、高齢化社会に向けた取り組みの一つとしまして、今、議員おっしゃられております平成29年4月より直営化によるごみ収集、また運搬、そこには戸別収集、訪問収集、河川ごみ、あるいは不法投棄対策、ごみ出し困難の高齢者見守り対策等々を行ってきておるところでございます。

これまでの間、そういった声かけをしながら、住民の皆様の協力をいただきながら進めているというところでございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

次に、民間に委託をしておった28年度に、どのぐらいの委託費を払っておったのか。また、今まで直営になってからの1年間、28年度、29年度またがっての予算は幾らであったのか。簡単に教えていただきたいと思っております。

野木議長

奥田暮らし環境担当参事。

奥田暮らし

それでは、お答えをさせていただきます。

環境参事

平成28年度に、ごみ収集運搬委託料として、2社のほうに発注をしております。金額につきましては5,665万1,040円でございます。

また、このごみの直営に向けた整備費、いわゆるイニシャルコストでございますが、これにつきましては、用地の購入ですとか、あるいは基地の建設、また車両の購入等で、その28年から29年にかけての支出といたしまして9,450万円余りでございます。

以上でございます。

上滝議員

それ以外にないわけやな。

奥田暮らし
環境参事

はい。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

ちょっとお聞きしますけれども、町長、お答えください。

直営によって得られたメリットを、簡単に町長なりにお話を願いたいと思います。

野木議長

北岡町長。

北岡町長

直営をもともとから考え出しましたのは、先ほど山本議員もございました各町内会、自治会で本当に大変で、環境衛生の掃除もなかなかままならないところ。本当に困っておられる。じゃ、これはそのうち助けに行かなきゃならないところが、まず一番バックにはございます。

その後、この直営の話が出てまいりました。戸別に収集をいたしましょうと。なかなかステーションまで持ってこられない、そんな方を助けなきゃならないということも入ってまいりました。そのへんのところからやらせていただきましたので、今、戸別の収集に関しましては、本当にいろんな方から喜んでいただいているところでございます。

また、やっと充実してまいりまして、余裕も出てまいりました。各地区別の

環境の見回り等の、本当に美しいまちをつくっていくんだという動きがこれから出てくるものと思っております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

もう最後になりますけれども、住民の皆さんのよりよい生活を構築していくのが行政の責務であります。災害時においても、ごみ収集にしても、どのようなどきにも住民に寄り添った行政を、私からお願いをしたいと思います。

以上、終わります。

野木議長

一般質問を終わります。

本日上程いたしました議案の審議がすべて終了いたしました。

7日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審議をお願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

3月7日 午前10時 総務委員会

3月7日 総務委員会終了後 産業建設委員会

3月8日 午前10時 文教厚生委員会

3月9日 予備日

3月10日・11日 休会

3月12日 午前10時 予算決算特別委員会

3月13日 午前10時 予算決算特別委員会

3月14日・15日 予備日

3月16日 午前10時 本会議（第3日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には十分ご審議を賜りますようお願いいたします。本日はこれもちまして散会することにいたします。ご協力ありがとうございました。

(午後 2 時 5 1 分 散会)

の一部を改正することについて

日程 5 議第 4 号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程 6 議第 5 号 半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例及び過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正することについて

日程 7 議第 6 号 吉野町心身障害者医療費助成条例及び吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正するについて

日程 8 議第 7 号 吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて

日程 9 議第 8 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程 10 議第 9 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

日程 11 議第 10 号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて

日程 12 議第 11 号 吉野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて

日程 13 議第 12 号 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて

日程 14 議第 13 号 吉野町公園条例の一部を改正することについて

日程 15 議第 14 号 吉野町下水道条例の一部を改正することについて

日程 16 議第 15 号 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

日程 17 議第 16 号 町道路線の廃止について

日程 18 議第 17 号 さくら広域環境衛生組合規約を変更する協議について

日程 19 議第 18 号 平成 29 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について

日程 20 議第 19 号 平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について

日程 21 議第 20 号 平成 29 年度吉野町下水道事業会計特別補正予算（案）第 1 号について

日程 22 議第 21 号 平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 5 号について

て

日程 23 議第 22 号 平成 30 年度吉野町一般会計予算（案）について

日程 24 議第 23 号 平成 30 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について

日程 25 議第 24 号 平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程 26 議第 25 号 平成 30 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について

日程 27 議第 26 号 平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について

日程 28 議第 27 号 平成 30 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について

日程 29 議第 28 号 平成 30 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について

追加議案等

日程 30 同第 1 号 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程 31 同第 2 号 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程 32 同第 3 号 吉野町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は10名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 3月6日の本会議で各委員会に付託した議案等の審議結果について、委員長報告を願います。

まず、総務委員会 山本 隆敏 委員長にお願いします。

山本隆敏
総務委員
会委員長

総務委員会委員長報告を行います。

本定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案等の審議並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、3月7日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」は、地方公務員の育児休業に関する法律及び国家公務員の育児休業に関する人事院規則の改正に伴い、「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において育児休業の対象となる子の範囲の拡大、育児休業の延長等を規定するための条例改正である旨の説明を受け、本案を承認することにいたしました。

次に、「議第4号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の勤勉手当の支給率、給料表及び通勤手当を改めるための条例改正である旨の説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第5号 半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例及び過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正することについて」は、地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める総務省令の改正に伴い、「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例」においては地域振興に係る特別措置に関しての計画期間の変更、「過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例」においては、特例措置の対象となる業種を、情報通信技術利用事業者から農林水産物等販売業に改めるための条

例改正等である旨の説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 15 号 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」は、非常勤消防団員等に係る損害賠償額の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額に扶養親族によって加算される加算額等を改めるための条例改正である旨の説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、平成 30 年度の重点事業である「吉野山まちづくり基本構想策定事業」について、現在の包括協定から個別事業実施までのスケジュール、平成 30 年度のまちづくり基本構想策定に向けての組織体制、策定スケジュール及び策定方針について説明を受けました。

次に、議会改革の一環として、会議資料のペーパーレス化について審議いたしました。

会議資料のペーパーレス化とは、町議会の会議における資料等を電子データで管理することにより、議会運営の円滑化、議会活動の効率化を図るものであります。

また、ペーパーレス化は資料等の印刷コスト及び配布コストを削減するとともに、紙資源の使用量の削減を図ることで森林の保護等にもつながります。

直近の調べによりますと、全国 927 町村のうち、ペーパーレス化を導入している町村議会は 24 団体とまだまだ少ない状況ですが、県内でも上牧町議会で、本町と同じような人口規模でも、和歌山県日高町議会で既に導入されております。

加えて、本町議会議員のなかでも多くの方が、スマートフォンやタブレットを利用されておられます。このようなことから、本町議会においてもペーパーレス化の導入について検討していくことで合意いたしました。議員各位におかれましては、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

また、本件については、理事者側にも多大なる協力をお願いしなければならない案件でありますので、町長及び関係各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、本委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項につきまして、継続し

て審議できるよう申出いたしまして、総務委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いて、産業建設委員会 下中 一平 副委員長にお願いします。

下中一平

平成 30 年 3 月 16 日、産業建設委員会委員長報告を行います。

産業建設

本定例議会におきまして、産業建設委員会に付託を受けました議案の審議、並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

委員会副

委員長

当委員会は、3 月 7 日午前 11 時 15 分から、理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第 1 号 吉野町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて」。携帯電話を利用することが困難な地域であった、西谷北地区を受信可能にするため、携帯電話アンテナ鉄塔の設置したことによる条例改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、農業委員会に関する法律の改正により、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、基礎額に加え、活動に応じた能力給を設けるための条例改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 13 号 吉野町公園条例の一部を改正することについて」。都市公園法施行令の改正により、都市公園の総敷地面積に対する運動施設の敷地面積割合の上限を、その公園を設置した地方公共団体の条例で定めることとなったため、本町においては、国の参酌基準に準拠し、100 分の 50 とするための条例改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 14 号 吉野町下水道条例の一部を改正することについて」。下水道の使用態様の変更に伴う手続について、条例で規定するための改正であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第 16 号 町道路線の廃止について」は、左室町営住宅廃止により、敷地内に存する町道吉野 79 号線及び吉野 80 号線において、町道としての使用用途が無くなったことに伴い、町道路線を廃止するとの説明を受け、本案を承

認することといたしました。

次に、「議第 17 号 さくら広域環境衛生組合規約を変更する協議について」は、さくら広域環境衛生組合の経費にかかる構成町村の負担金の算定方法について、改めて組合規約に規定するための議案であるとの説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、当委員会所管事業の進捗状況について報告を受けました。

まず、吉野町太陽光発電所造成工事の進捗状況については、現在、造成工事は計画どおり全体の約 50%完了しており、平成 30 年 12 月ですべて完了する予定であるとの報告を受けました。

また、五條吉野エリア水道広域化については、県域水道一本化構想の概要及び今後の検討体制とスケジュールについて報告を受けました。

次に、平成 30 年度、重点事業である「木のまちプロジェクト推進事業について」「鳥獣害防止総合対策事業について」「観光力向上事業について」の 3 事業について、現状と今後の進め方について説明を受けました。

以上が本委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

委員長代理 副委員長 下中 一平。

野木議長

続いて、文教厚生委員会 藪坂 眞佐 委員長にお願いします。

藪坂眞佐

文教厚生委員会の委員長報告を行います。

文教厚生
会委員長

本定例会におきまして、文教厚生委員会に付託を受けました議案の審議、並びに結果等につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月8日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第 6 号 吉野町心身障害者医療費助成条例及び吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」は、所得税法の改正に伴い、控除対象配偶者という表現を、同一生計配偶者に改めるための条例改正である旨の説明を受け、本案を承認いたしました。

次に、「議第7号 吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて」は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正等に伴い、国民健康保険で住所地特例規定適用の被保険者が後期高齢者医療に移行しても、引き続き住所地特例規定適用とするための条例改正等である旨の説明を受け、本案を承認いたしました。

次に、「議第8号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、国民健康保険法の改正に伴い、市町村ごとの運営から県域での運営に変わるため、字句の整理及び出産育児一時金についての規定方法を改めるための条例改正である旨の説明を受け、本案を承認いたしました。

次に、「議第9号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、国民健康保険の県域化に伴い、国保税水準の統一化による税率の改定が必要であるための条例改正である旨の説明を受けました。

当委員会としましては、法律改正に伴う税率の改定ではあるが、保険税の負担は被保険者の社会生活に直結した問題であるので、行政としての説明責任を怠ることのないよう十分な対応を求め、本案を承認することといたしました。

次に、「議第10号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」は、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険料について、現状の基準月額5,700円(基準年額68,400円)を基準月額6,100円(基準年額73,200円)に改めるとともに、介護保険法の改正に伴い、運営上必要な調査において、文書提出等の義務範囲を拡大するための条例改正である旨の説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、「議第11号 吉野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて」は、介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から移譲されることによる必要事項を定めるための条例制定である旨の説明を受け、本案を承認いたしました。

次に、「議第12号 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」は、厚生労働省令により介護医療院の新設及び共生型サービスの特例措置が新設により、「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例」、「吉野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」及び「吉野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」これらの条例に、所要の改正をすることが、おもな条例改正の理由である旨の説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、吉野町老人福祉センター中荘温泉の耐震改修工事について、耐震改修補強工事に関するこれまでの経過や、耐震調査結果の報告と耐震補強についての説明を受け、吉野建てという現状から見積り時より予算が膨らみ、平成30年度に工事費9,650万円を上程した旨の説明を受けました。

また、食堂の改修については、平成30年度中に、中荘まちづくり協議会と実施の有無も含め具体的な協議を行うことや、食堂並びに駐車場等の整備に平成31年度予算として1千万円強必要であることの報告を受けました。

併せて、リニューアル後の老人福祉センターの活用については、吉野町社会福祉協議会が指定管理運営を行う方向で進めていることから、社会福祉協議会が関係団体等と協議をしていくとの説明を受けました。

次に、町議会より選出されておりました野木議長から、南和広域医療企業団議会についての報告を受けました。

次に、教育委員会から平成30年度の重点事業である「小中一貫教育推進事業」のこれまでの経緯の報告と、今後の予定について説明を受け、平成30年度にはまず、教育委員会において基本方針策定を行う。6月定例会には基本方針策定の進捗状況の中間報告、9月定例会には基本方針を説明いただけるとの報告受けました。当委員会としては、引き続き議会への情報提供を求めました。

また、その他、教育委員会の平成30年度事業について、

- ① 中央公民館の公民館棟の耐震工事及び施設改修工事
- ② 吉野北小学校デッキ改修工事
- ③ スクールバス車両2台の老朽化により新規購入すること
- ④ 吉野の桜をつながりとした小中学校のこども交流事業について

事業概要の説明を受け、問題点の指摘や要望等が審議されました。

以上が本委員会におきます調査、審議の結果であります。

また、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審議できるよう申出いたしまして、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いて、予算決算特別委員会 中井 章太 委員長にお願いします。

中井章太

予算決算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

予算決算

本定例議会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審議並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

特別委員

会委員長

当委員会は、3月12日・13日の午前10時から、理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第18号 平成29年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号について」。補正規模は3,511万円で、予算総額を62億4,654万5千円とするもので、歳入の補正は、ふるさと納税増加による世界遺産吉野ふるさとづくり寄付金1千万円、及び繰越金2,511万円の増額であり、主な歳出の補正は、ふるさと納税増加に伴うものとして、世界遺産吉野ふるさとづくり基金積立金700万円、返礼報償品費300万円、ふるさと納税受入決裁システム手数料90万円、臨時福祉給付金事業の清算に伴う返還金1,306万5千円、人事院勧告による職員給与費及び退職予定者退職手当特別負担金1,611万9千円の増額、及び昨年秋の台風災害によるスマイルバス運休分と、臨時運行未執行分の減額279万円の説明がありました。

また、今年度事業のうち、学校跡地施設整備事業、台風災害復旧関連事業等、11事業の事業費を繰越明許費とするとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第19号 平成29年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第3号について」。補正規模は271万3千円で、予算総額を12億5,080万7千円とするもので、保険事業勘定の歳入において、介護保険料、国県補助金、一般会計繰入金の271万3千円の増額。歳出において、サービス事業勘定内事業の国県事業化に伴う介護サービス事業勘定繰出金271万3千円の増額。並びに、サ

ービス事業勘定の歳入において、繰入金の予算科目の組替えであるとの説明があり、審議いたしました。

次に、「議第 20 号 平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」。今年度事業のうち、公共下水道建設事業 1,690 万円を繰越明許費とするとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第 21 号 平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 5 号について」。収益的支出において、吉野山簡易水道統合整備事業に係る企業債借入利率確定に伴う企業債利息 67 万円、落雷り災による保険金収入に係る控除対象外仮払消費税増加に伴う雑支出 109 万 9 千円、飯貝取水場流量計設置事業等、課税事業費の減少による消費税申告額増加に伴う消費税 491 万 1 千円。以上の増額であるとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第 22 号 平成 30 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、今年度は前年度より 1 億 6,100 万円増の、予算総額 59 億 1,800 万円の計上であり、第 4 次総合計画を着実に推進するとともに、「吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた計画・目標を達成するための事業として、小中一貫教育に向けた取り組みを推進する「小中一貫教育推進事業」、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの翌年 2021 年、世界最大の生涯スポーツ総合競技大会である「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」のカヌースプリント競技の津風呂湖での開催に向け、競技環境を整える「関西ワールドマスターズゲームズ事業」、吉野町の製材業・木製品製造業の現状を打開するため、町内外での事業展開や海外に向けて挑戦する「木のまちプロジェクト推進事業」、町内の農地等の有害鳥獣被害を効果的に軽減する「鳥獣害防止総合対策事業」、観光看板の多言語化をはじめ、国内外からの観光客に対する利便性の向上や、観光協会相互の連携強化、滞在時間の延伸や観光消費の拡大に向けた取り組みを推進する「観光力向上事業」、昨年 10 月に県と締結した「吉野山まちづくり包括協定」を通して、住民・県・町で協働のまちづくりを具体化していく「吉野山まちづくり基本構想策定事業」のほか、各担当課長等から各費目において、主要となる事業の説明を受け、審議をいたしました。

吉野北小学校バルコニー改修工事につきましては、木の町吉野にふさわしい

木質化を目指した改修工事に努めていただくよう、またスクールバス車両購入にあたっては、冬季にも対応できる四輪駆動バスも視野に入れた検討をしていただくよう申出をいたしました。

次に、「議第 23 号 平成 30 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、高額療養費、特定健康診査等事業費、健康促進事業費、及び国民健康保険の県域化に伴う国民健康保険事業費納付金などで、前年度 2 億 3,300 万円減の予算総額 13 億 5,100 万円の計上であるとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第 24 号 平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査委託料などで、前年度 1,160 万円増の、予算総額 1 億 6,200 万円の計上であるとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第 25 号 平成 30 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、保険事業勘定において、介護保険の円滑な運営を図るための事業費として、前年度 4,660 万円増の予算総額 12 億 6,790 万円の計上。また、サービス事業勘定では、前年度 10 万円増の、予算総額 690 万円の計上で、吉野町第 7 期介護保険事業計画にそった予算案であるとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第 26 号 平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、前年度 50 万円増の予算総額 2 億 5,450 万円の計上であるとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第 27 号 平成 30 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、中継ポンプの点検委託料等の香東農業集落排水施設の維持管理費、及び町債償還元利金等で、前年度 520 万円減の予算総額 2,870 万円の計上であるとの説明があり、審議をいたしました。

次に、「議第 28 号 平成 30 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」は、収益的支出では、原水及び浄水費において、活性炭ろ過砂入替工事、配水及び給水費において、量水器取替及び落雷対策のための水位計交換等で、収益的支出合計は、前年度 267 万円増の 3 億 8,227 万円。資本的支出では、安定的な水量を確保するための国営農業用水再編対策事業水源譲渡負担金、飯貝送水

管、三色野取水堰、ペーハー計、テレメータ設置等の工事請負費等で、資本的支出合計は、前年度 9,493 万円増の 2 億 7,749 万円であるとの説明があり、審議をいたしました。

以上、本委員会に付託されました、議案等の審議結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 1 号「吉野町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 2 号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 3 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第4号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第5号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例及び過疎地域自立促進特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第6号「吉野町心身障害者医療費助成条例及び吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程8 議第7号「吉野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するこ

とについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 8 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

上滝議員

上滝議員

議第 9 号につきまして、反対いたします。

反対意見としましては、国民健康保険税が 2 年間にまたがって負担を求められております。30 年度でも県の標準に合わせてというて書いてありますが、それにそぐわない吉野町の独特の所得割になっておりますので、私自身は反対です。

野木議長

賛成意見はありませんか。

反対意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、本案は可決することに決しました。

日程 10 議第 9 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

上議員

上議員

町民の負担増の軽減をはかるため、段階的な負担増とするために一般会計からの繰入れを検討するべきであると考えております。

以上です。

野木議長

反対意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。
起立多数です。したがって、本案は可決することに決しました。

日程 11 議第 10 号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」
意見を求めます。

上滝議員

上滝議員

議第 10 号につきましても、皆さん方に、被保険者に対して介護保険が相当負担することになっております。

この条例に対しては、反対でございます。

野木議長

上議員。

上議員

先ほどと同じく、町民の方に負担増を強いることは、定住促進の観点からも控えたいと思っています。

段階的な負担増とするため、一般会計からの繰入れを検討するべきであると
考えております。

以上です。

野木議長

反対意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。
起立多数です。したがって、本案は可決することに決しました。

日程 12 議第 11 号「吉野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 12 号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 14 議第 13 号「吉野町公園条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 15 議第 14 号「吉野町下水道条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 16 議第 15 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 17 議第 16 号「町道路線の廃止について」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は可決することに決しました。

日程 18 議第 17 号「さくら広域環境衛生組合規約を変更する協議について」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は可決することに決しました。

日程 19 議第 18 号「平成 29 年度吉野町一般会計補正予算(案)第 6 号について」意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 20 議第 19 号「平成 29 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 3 号について」意見を求めます。

（ 「意 見 な し」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 21 議第 20 号「平成 29 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」意見を求めます。

（ 「意 見 な し」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 22 議第 21 号「平成 29 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 5 号について」意見を求めます。

（ 「意 見 な し」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 23 議第 22 号「平成 30 年度吉野町一般会計予算（案）について」意見を求めます。

上議員。

上議員

私は吉野町の財政健全化のために、中期で予算の削減目標を設けるべきだと

思います。よって、反対いたします。以上です。

野木議長

他に意見ございませんか。

藪坂議員。

藪坂議員

今回の予算に関しましては、切実な予算もたくさん載っているのですが、私はイベント等、ふるさとまつりがいきなりなくなりました。そして、その理由が実行委員会の皆さん、今まで努力してくださった皆さん方が、引き続きしようといってくださいの方がおられなかったからという理由で、ふるさとまつりがなくなった。

その代わりに地区別にイベントをすればという形で、今、吉野町にはいったいくつの自治協議会や地区があるのか。特に、吉野地区はどういう地区割をするのかも明確じゃないままに、三地区、手を上げたところには、役場が審査をして、そしてその地区ごとに50万円を補助するという形の予算が盛り込まれています。

こういう形で、地区ごとに手を挙げなさい、手を挙げてがんばってください、ということですが、地区によっては従来どおり、非常に穏やかな、何事もなく皆で力を合わせて道端に花を植えて、ささやかだけど吉野町の美しい自然を守ろうとか、という取り組みをしておられるという地域もたくさんあります。

そのなかで、イベントなりなんなりという、本当に元気なことが求められて、そういうところに手を挙げたところには、何十万、何百万という補助金がついていく。手を挙げられない地区が、どんどん取り残されていく。

吉野地区はどこが地区割なんかも、まだ決まってなくて、これから検討するというものであります。

こういう状況のなかで、地区別の競争を激化させるような、地区同士が反目しあうような、こういう予算の組み方自身、非常に先を危惧するものであります。

よって、この予算書に反対いたします。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

平成 30 年度の予算につきましては、少子高齢化のなかで大変色んな面もあるわけでございますけれども、町税そのものが 7 億であるのに、起債総額、借金が単年度で 7 億 9 千万となっております。大変借金ばかり残って、この 3 年先、この 5 年先、吉野町が夕張みたいになるのではないかと危惧しております。よって反対です。

野木議長

賛成意見はありませんか。
山本隆敏議員。

山本隆敏
議員

本年の一般会計予算は、昨年度に比べまして 1 億 6,100 万円の増ではあります。町民にとりまして不可欠な予算配分だと思っております。よって、私はこれに賛成いたします。

野木議長

反対意見と賛成意見がでましたので、この採決は起立によって行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。起立多数です。したがって、本案は可決することに決しました。

日程 24 議第 23 号「平成 30 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」意見を求めます。

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 25 議第 24 号「平成 30 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（ 「意 見 な し」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 26 議第 25 号「平成 30 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 27 議第 26 号「平成 30 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 28 議第 27 号「平成 30 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 29 議第 28 号「平成 30 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（ 「意 見 な し」 の声あり ）

おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

追加議案が出ております。

日程 30 同第 1 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。

北岡町長。

北岡町長

木村 利己氏の略歴を紹介いたします。

木村 利己氏は、昭和 25 年 8 月 5 日にお生まれになり、現在 67 歳。吉野町喜佐谷にお住まいでございます。

昭和 44 年 3 月に奈良県立吉野林業高等学校を卒業された後、建築会社での勤務を経て、平成 11 年に不動産建築業の会社を設立され、その代表者を現在まで務めておられます。

また、奈良県宅地建物取引業協会副会長、近畿地区不動産公正取引協議会幹事、大和・町家バンクネットワーク協議会委員も歴任されております。

さらに、町政におきましては、喜佐谷自治会長を平成 19 年 5 月から平成 26 年 3 月までお務めいただきました。また、森林セラピーにもご尽力いただいております。

これらの経験をいかし、今後監査委員としてご活躍いただけると確信するところでございます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「質 疑 な し」 の声あり)

意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

おはかりします。本件を同意することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件を同意することに決しました。

ただいま、監査委員に同意されました、木村 利己さんがおみえですので、ごあいさつをお願いいたします。

木村監査
委員

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

監査委員に選任いただきました、木村 利己でございます。

選任同意におきまして、皆様の同意をいただきまして、感謝申し上げます。

大変、重い責務でございますが、職責に自覚を持って町民の皆様の目線に立った監査委員として取り組んで参りたいと思います。

今後とも皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

野木議長

日程 31 同第 2 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

地方自治法第 117 条の規定により 中井 章太 議員、退席をお願いします。

説明を求めます。

北岡町長。

北岡町長

あらためまして、中井議員の紹介をさせていただきます。

中井議員は平成 21 年に初当選され、議員在職年数は 9 年で、現在 3 期目でございます。

この間、町議会におきましては、議長、総務委員会委員長、産業建設委員会委員長、並びに文教厚生委員会委員長を歴任され、現在、予算決算特別委員会委員長をお務めでございます。

また、町議会から選出されます広域行政の議会議員といたしましては、現在南和広域医療企業団議会議員、さらに吉野広域行政組合議会においては議長をお務めでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

賛成議員でございますけれども、若い監査委員が出て喜んでおります。今後若い方々の議員を、監査委員にさせていただきたいと思っております。以上。

野木議長

意見を求めます。

おはかりします。本件を同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件を同意することに決しました。

中井 章太議員に議場にお入りいただきます。

ただいま、監査委員に同意されました 中井 章太議員にごあいさつをお願いいたします。

中井議員

ただいま監査委員同意案件といたしまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

前回の野木議員の後を引き継ぎまして、監査委員をさせていただくわけでございますけれども、平成 30 年度におきましても、非常に財政規模も膨らんでおります。そしてまた、総合計画・総合戦略に向けてはですね、財政基盤の確立

なくしてこの実現は出来ないというふうに30年度の町長の施政方針にも書かれております。

いろいろな面から見識を高め、町財政運営をしっかりと前進できるよう監査に務めたいと思いますので、議員諸兄並びに行政職員の皆様方のご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。

野木議長

日程32 同第3号「吉野町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。北岡町長

北岡町長

説明させていただきます。

昨年、6月議会でご同意をいただきまして、平成29年7月20日から三年間の任期で12名の委員の皆様方で、農業委員会を運営されておられました。そんななか、平成29年11月30日付で、1名の方が辞任されました。今回は、その欠員1名の補充として、農業委員の任命にあたり、議会の同意をいただきたいと考えております。

選任したい方のご紹介させていただきます。

西本 邦夫氏、昭和22年のお生まれで、現在70歳。六田にお住まいでございます。

西本氏はJAから推薦されております。元農協職員で、現在は町内だけでなく、町外でも農業に携わっております。町内外の農業関連の状況を把握いただける方として、選任をしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

おはかりします。本件を同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を同意することに決しました。

閉会中の継続審議についておはかりします。

それぞれの委員長より、所管事項について閉会中の継続審議の申出がありますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、会議規則第 75 条の規程により、それぞれの委員長の申出のとおり、所管事項について、閉会中の継続審議に付すことにいたします。

本定例会に付議されました議案の審議は、すべて議了いたしました。

おはかりします。これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

北岡町長。

北岡町長

閉会にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程されました議案、すべて承認いただきまして、誠にありがとうございます。

特に、平成 30 年度の一般会計等の予算を認めていただきました。まだまだ稚拙な部分、十分練ってないところ、ございます。どうか、議員の皆様方、ご指導ご鞭撻いただき、協力していただきまして、事業がうまく進みますように、よろしくお願い申し上げます。

議会と行政とで両輪になって、しっかりと事業を進めて行きたいと思っております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして全議案を議了することができました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年第1回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前11時3分 閉会)